

第 7 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 6 年 11 月 29 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和 6 年 12 月 18 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 6 年 12 月 18 日 午後 3 時 02 分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	森 永 智 保	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	鎌 倉 敏 一	企画財政課長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	松 岡 幸 治	防災情報課長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
まちづくり課長	石 松 昭 信	市 民 課 長	甲 斐 直 喜
健康増進課長	山 内 る み		

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 本 繁 樹	議 会 事 務 局 次 長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 提案理由の説明

日程第 2 議案第 107 号 阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第 108 号 財産の取得について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 17 名であります。17 番議員、谷崎利浩君につきましては、所定の手続きを経まして遅参の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は 45 分と定められています。一般質問は、市の行政全般にわたり、事務の執行状況及び方針について所信をただし、説明を求め、又は疑問をただすものであります。質問をされる議員におかれましては、この趣旨を踏まえ、簡潔で分かりやすい質問とし、また、お願いやお礼の言葉などを述べることは慎み、執行部におかれましては的確な答弁をお願いいたします。

なお、発言の際は挙手と同時に「議長」と声を上げ、許可された後に発言されますようお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。6 番議員、佐藤菊男君。

6 番議員、佐藤菊男君。

○6 番（佐藤菊男君） 皆さん、おはようございます。6 番議員、佐藤菊男です。通告に従

いまして一般質問を行います。今回は、養護老人ホーム保護措置を中心にお尋ねをいたします。

養護老人ホームは、原則として 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な人を市が措置し、養護するとともに入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設ですが、阿蘇市が現在措置しています方々の現在の入所施設の所在地及び施設ごとの男女別の措置人数をほけん課長にお尋ねいたします。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。ただ今、議員質問ありました人数等についてお答えさせていただきます。

まず、阿蘇市乙姫の上寿園、こちらのほうが、現在、男性 17 名、女 29 名、合計 46 名です。続きまして、阿蘇管内小国町の悠和の里、こちらが男性 3 名、女性 3 名、計 6 名。続きまして、南阿蘇村の湯の里荘、こちらのほうが男性 3 名、女性 3 名の計 6 名。菊池市のこすもす荘、こちら女性 2 名となっております。大津町の光進園、こちらが男性 1 名、女性 2 名、合計 3 名。熊本市の熊本めぐみ園、こちら女性 1 名となっております。同じく熊本市の慈愛園、こちらにつきましても女性が 1 人ということになっております。宇城市にございます松寿園、こちらのほうが男性 1 名。合計しますと男性 25 名、女性 41 名、合計 66 名となっております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6 番（佐藤菊男君） 現在、阿蘇市で男性 25 名、女性 41 名の計 66 名を措置してるということで分かりました。

次に、老人ホームは、俗に言う三位一体の改革により 2005 年、平成 17 年に国の事務から市町村の事務となり、平成 18 年 4 月 1 日から、その負担金については一般財源化されたため、地方交付税による財源措置が取られておりますが、措置費、つまり阿蘇市が各入所施設に支払う経費、俗に言う措置単価の 1 人当たりの平均的な年額について、阿蘇市に移譲された時点から現在まで、20 年前と現在を比較してどの程度か、これまでの改善、単価改定等が行われたのか。その状況について答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 議員おっしゃられたとおり、三位一体の改革によりまして取扱いが異なっております。現在、措置単価につきましては、20 年前、当時が公設であったということで、現在の民設民営と単純な比較はできませんけども、一般事務費を除く特別事務費、生活費のみ現在改定を行っております。この改定が行われたのが平成 26 年度からとなっております。1 人当たり月額で 8,944 円から 9,504 円の増額となっております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6 番（佐藤菊男君） 今、単価がちょっと示されましたけども、年額 1 人当たりどのくらいというのは、手元資料にありますか。平成 18 年と現在の価格、年間入所施設に払う、それぞれ若干差はあると思いますが、平均的な金額が分かればお願いします。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 現在、令和6年度分で平均1人当たりが措置費といたしまして22万2,484円になります。これから、先ほど言った8,944円から9,504円、これが月額になりますので、この分を、年額で言うと12万円程度の増額というふうになっております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） ちょっと後でお尋ねをする部分もありますが、ここ20年間でなかなか措置費の改定、上げ率が低いという、その原因は何かありますか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 措置費の内訳といたしまして、一般事務費、特別事務費と生活費、この三つで構成されております。先ほど申しましたが、特別事務費、生活費におきましては、消費税が改定された際と、それと介護報酬等の改定、それと職員の処遇改善等が行われた場合に改定を行っております。しかしながら、三位一体の改革というようなことで、国等の関与がなくなったというようなこともありまして、県内自治体の多くでは、一般事務費の改定が据え置かれていたというようなところが理由の一つではないかというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 次に、国から市町村へ事務が移管され、その経費は今言われましたように地方交付税による財源措置が取られたことはさきにも述べたとおりですけども、ここ20年前の制度改正時と比較して、被措置者1人当たりの交付税算入単価については何パーセントぐらい増額改定されているのか、企画財政課長の答弁を求めます。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。ただ今の交付税に関する御質問についてお答えしたいと思います。

養護老人ホーム保護費につきましては、議員御指摘のとおり、平成16年度までは国から2分の1の補助に加えまして、県からの4分の1の補助がございました。ただ、国の三位一体の改革によりまして、平成17年度から一般財源化されまして、現在では地方交付税により財政措置がなされているところでございます。

御質問の普通交付税算定上の国の単位費用、単価の推移といたしましては、年度間で多少増減がございましたが、全般的には増加傾向でございます。一般財源化されました平成17年度、こちらの措置者1人当たりの単位費用と直近の令和6年度の単位費用を比較しますと、措置者1人当たり約58万円の増、率にいたしまして20年間で約3割の増となっております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 今、企画財政課長から答弁をいただきましたけども、私がちょっと調べたところでは、地方交付税で措置されている養護老人ホームの被措置者1人当たりの算定単価は、平成18年度の210万1,000円から、令和5年度は289万8,000円に増えております。約90万円近く交付税単価としては引き上げられております。増額分については、各自

治体が基準単価に反映させることが求められております。全国老人福祉施設協議会の利光弘文養護老人ホーム部会長は、算定単価は2006年度から計算すると1.38倍増えている。基本的には各自治体の基準単価の増額が必要であると述べております。一般的に地方自治体、交付税の不交付団体を除きますけれども、自治体において標準的に必要となる経費、基準財政需要額から各自治体の税収額、基準財政収入額を引いた差額、財源不足額が地方交付税、普通交付税として総務省から市町村に交付をされております。この基準財政需要額の中には、養護老人ホームの措置人数に基づき算定基礎として算入をされております。しかしながら、ひとたび市町村に交付された地方交付税は、各自治体の一般財源に繰り入れられますので、その用途は市町村の裁量によるものとなります。養護老人ホームの措置事務費等のために用途が特定されていない、地方交付税の算定基礎には縛られないなどと多くの自治体の財政担当課のほうは、よくこの措置費が上がらない理由について、そのような説明をしているようでございます。

また、その一方で、基準財政需要額とは総務省が各市町村に標準的に必要とするであろう経費を諸経費の増高などの事情に応じて評価して算定されるものであり、養護老人ホームの運営費用は近年上昇を続けているところでございます。このことは老人ホームにおける人権を含む必要経費が上昇しているという実態を踏まえたものであって、阿蘇市もこれを無視することなく、措置費等の額の設定において、十分考慮すべきものだとは思っているところでございます。

阿蘇市に市営の養護老人ホーム、先ほどもありましたが、上寿園がありましたけれども、平成24年の九州北部豪雨により施設に甚大な被害を受けたため、休園を余儀なくされたことから、民設民営による公募の結果、現在の乙姫の地に移転新築し、ホームの名前もあそ上寿園として承継され、阿蘇市、そして阿蘇圏域の要となる高齢者福祉施設として運用されているところですが、全国的に見ても消費税増税や近年の食料品を含む多くの物価の高騰や燃料費を含む光熱費の上昇、さらには最低賃金の引き上げが続く中、現在のままの措置費の基準単価では入所者へのサービス低下を招く恐れがあるとともに入材の確保、施設の運営継続そのものがさらに厳しくなると思われますが、ほけん課長、企画財政課長にそれぞれ考えを伺いたいと思います。まず最初、企画財政課長がそこにおられますので。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今般の物価上昇、賃金の増加等は官民間問わず地域経済、地域社会のあらゆる分野におきまして影響を与えているものと捉えております。現場の担当課の意見も参考にしながら、また、国の交付税算定上の積算の状況など、市の財政負担も考慮しながら、トータル的に対応を検討していきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 昨今の物価高騰、人件費の引き上げ等の影響につきましては、令和6年1月11日に厚生労働省老健局高齢者支援課長から発出されております「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」に基づきまして、引き続き、近隣自治体等の動向を勘案しながら、熊本県の調整支援のもと必要な改定につい

て対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 今、どうしてもこの措置費の算定につきましては、自治体での改定はなかなか厳しいものがあると思います。類似施設をする市町村又は県の指導的立場を仰ぎながら改定することが必要かと思っております。

養護老人ホームは、1990年代後半の社会福祉基礎構造改革において、社会福祉制度が措置から契約へと転換されていく中で、高齢者のセーフティーネットとして残された措置施設です。介護保険施設やケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など居宅での生活が困難となった高齢者への支援について選択肢が増えてきた一方で、貧困、虐待、家庭不和、精神疾患など様々な問題を抱えた高齢者にとっては、養護老人ホームが最後の砦となっていることは、今も昔も変わらないところであります。

また、将来的な問題として、雇用や収入が不安定となる中で、非婚化による身寄りがないまま老後を迎える人や現役時代の年金加入や貯蓄が十分でないため、老後に生活困窮となる人など増加していることが懸念されております。20年後、30年後の社会では、高齢者のセーフティーネットが今以上に重要になることが予想されます。

しかしながら、こうした社会状況とは裏腹に、近年、全国的に養護老人ホームへの措置人数が年々減少し、入所率が低下していく中で、養護老人ホームの経営は非常に困難なものとなっております。現に、全国的に見ても廃止を余儀なくされた施設が増えていると聞いているところです。養護老人ホームという貴重な社会資源と、それを支える人材、ノウハウを確実に引き継いでいくことが、阿蘇市だけに限らず施設を設置されている自治体の非常に重要な課題であると思いますが、入所者の重度化や定員割れ等により経営的、運営的に追い詰められている状況に追い打ちをかけるような、先ほども申しました人件費や物価の高騰の中、措置費が据え置かれれば、経営や運営が成り立たなくなり、施設の休園や廃止につながりかねません。早急に措置単価の改善を実施されるよう庁内で検討されることはもちろんですが、熊本県や県内関係自治体とも協議の場を持ちながら、共通認識として捉えることで阿蘇市の高齢者福祉行政がリーダーシップを発揮される場面と思いますが、ほけん課を管轄する市民部長、また、財政を担当します総務部長に、それぞれ簡潔に答弁を求めます。

○議長（菅 敏徳君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お答えいたします。

今、佐藤議員が言われるとおり、全国的に養護老人ホームの経営というのは非常に厳しい状況となっております。これは阿蘇市内にある施設についても同様のことが言えます。

養護老人ホームの措置につきましては、老人福祉法の中で市町村の役割というふうに明記されております。その重要性というのは、我々も十分認識しているところでございます。今後、運営している社会福祉法人が適切に管理運営できますよう、措置単価等の改定につきましては、先ほど言われたとおり、関係市町村との調整も必要にはなりますが、阿蘇市といたしまして、今後、努力してまいります。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

市議が言われましたとおり、人は確実に年をとります。これは現実でございます。まさに社会を取り巻く環境、また経済状況、今、目まぐるしく変わっている。そういった中で、20年後、30年後を考えたとき、市議がおっしゃいましたように、高齢者にとって最後のセーフティーネット、そして、言葉の中にありました最後の砦、まさにそれこそが養護老人ホームである、そういうふうに認識をいたしております。様々な課題、今、御提案をいただいておりますので、市としてできること、ただ阿蘇市だけですべて完結できるわけでもございません。当然、近隣の自治体にも影響しますし、先ほど、ほけん課長の話の中では菊池市とか宇城市とか、そういった県内全体が関係する、そういった事情もございますので、担当課からの要求等を確実に財政を預かる身としましても吟味する。それと、将来予測も踏まえた上で、20年後、30年後、阿蘇市にとって地域にとって、高齢者の方々にとってよりよき社会となるよう、財政面でもできる限りのことは対応してまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、阿蘇市単独ではできない。やっぱり県全体の調整も当然必要になってくる。交付税上の話もございましたけども、当然、基準財政需要額の中に含まれる基礎単価の見直しあたりも今後考えていく必要があると、そういうふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 今、市民部長、総務部長、それぞれから答弁をいただきました。高齢者福祉とは、高齢者の尊厳を守り、健康で安心した生活を送れるよう支援を行う社会的な仕組みであります。

また、近年では、地域包括ケアシステムの構築が進められています。これは医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される仕組みで、高齢者が住み慣れた町で自分らしい暮らしを続けられることを目指すものであります。

また、高齢者の社会参加や生きがいのためのシルバー人材センターの活用や、高齢者の知識、経験を生かしたボランティア活動の推進など、高齢者が社会の担い手として活躍できる環境づくりも求められているところであります。そして、高齢者福祉は、社会の変化や高齢者のニーズに応じて、常に進化を続けなければならないもので、今後も高齢者一人一人の尊厳を守り、その人らしい生活を支援する取組を、さらに充実させていかなければなりません。

高齢者福祉の拡充は、単に福祉サービスを増やすだけでなく、高齢者の尊厳を守り、生きがいを持って暮らせる社会を目指さなければならないものと思っております。そのためには、個々の高齢者のニーズに寄り添いながら、地域全体で支える取組を構築していくことが必要だと思いますが、最後に、佐藤市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 福祉の充実と、それから、今日は特に養護老人ホームの老人の皆さん方、今まで社会の中で一生懸命、発展とそれから頑張ってこられました。今は体を治しながら、あるいは、そういうことで施設の中に入られているお方もたくさんおられますし、そ

いう皆さん方、特に高齢者の皆さん方、社会的にもしっかりとこの世界を築いてきておられます。それに応えるべく行政としても取り組んでいかなければいけないと思っております。

ちなみに、消費税が導入されるとき、福祉に特化したものであるというようなことで導入された経緯がありましたけれども、でも、先ほどおっしゃいましたように、社会はいつも生きておりますし動いております。その中で、例の物価高とか、あるいはいろんな生活に対して影響を与えるというような現象も生まれてきておりますし、今ではその経費負担についても、なかなか思ったように施設のほうとしてもその運用ができないというような状態も、今お聞きをしまして、また、私自身もそのことをしっかり認識をいたしております。そういうことがこれからないように、また、阿蘇市のほうとして、医療もそうでありますけど、福祉でもそうでもありますし、介護でもそうでもありますし、また、人材の育成等、これは行政にとって1丁目1番地だと思っておりますので、しっかりと向き合いながら、これからお役に立つべく、また、そういう手当も含めまして、今後、財政状況をしっかりと見ながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 市長の思いを聞かせていただきました。阿蘇市の高齢者福祉の現状は、急速な高齢化と人口減少の背景に様々な課題に直面しており、2025年、もう令和7年、来年になりますけども、団塊の世代が75歳を迎え、医療や介護のニーズがさらに高まるものと考えております。このような状況の中で、阿蘇市の、これは市のほけん課のほうで作成していただいた阿蘇市高齢者いきいきプラン、この計画の実現に向け、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、そして、人間味のある温かい高齢者福祉の取組の充実を求めて、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 6番議員、佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

続きまして、7番議員、児玉正孝君の一般質問を許します。

7番議員、児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 皆さん、おはようございます。7番議員、児玉正孝でございます。通告に従って質問いたします。

今回は、持続可能な観光と農業を推進するためにはという質問要旨でございます。

私たちが住む阿蘇は、自然災害である地震、水害等の発生という観点から見まして、全国他地域と違うところがあ一つございます。これは阿蘇という活火山を抱えているということでございます。悠久の昔から不定期的に何の前触れもなく噴火爆発を繰り返しております。穏やかな平穏なときもあれば、そしてまた、人々の生活にも多大なる影響を及ぼす時期もあり、それぞれが交互にやってきているわけです。今までに地震、水害、噴火、コロナ禍と、立て続けに苦しい時期を迎えてきました。そして、それを乗り越えてきたわけです。そして、ようやく観光客が戻ってきてにぎわっております。

世界の政治情勢、また経済の環境変化に伴い、近年はインバウンドと呼ばれる言葉が毎日聞こえてまいります。それに伴って、過度な観光地化、オーバーリズム、これが出てくるわ

けです。ここ阿蘇でも国内観光客に加え、外国人観光客の急激な増加によりまして、地域住民の生活環境や自然環境に悪影響を及ぼして、観光地としての阿蘇の魅力が損なわれているんじゃないかと私は危惧をしておるところです。農業、畜産、観光、これを柱としている我が阿蘇市で、観光客は宿泊から飲食、みやげものなどなどの消費を通じて、雇用もまた含めて地域経済を活性化させていることは御承知のとおりです。大変大事なことでございます。観光地でのオーバーツーリズムの現状は、一見すると観光収入の増加というプラス面がありますが、実際には様々な負の側面もあるのではないかと考えておるところです。中でも身近な問題が、混雑による住民生活への影響です。内牧であれば、休日ともなりますと観光スポットや飲食店周辺の混雑が地域住民の生活に直接的な影響を及ぼしております。阿蘇神社周辺もそうです。山上への道路では、レンタカーを利用する観光客の増加により、定期バスが3時間も遅延するという事態も発生しております。

そこで、関係する各課にオーバーツーリズム対策の現状はということでお尋ねいたします。まずは、観光課長、お願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今の質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃいましたように、特に観光課で担当しております阿蘇山上になります。もう迂回路もないですのですね。そういう中で、皆さん御存じのとおり、今年7月に自然公園財団のほうで料金の自動化、そして、駐車場の車線の引き換えをしまして車両の収容数の増加というものもさせていただきましたが、確かに、抜本的な解決には至っておりません。というのも、財団のほうの集計によりますと、平成27年、地震前の乗用車とバイク数が2倍に増えております。ただ、バスが減少しているというのもありますけれども、やっぱり、圧倒的にレンタカーも不足するような乗用車の増加が見て取れます。それで、やはり県のほうにも要望しておりまして、そういう中で、今、県の道路管理者とどうにか、一つの混雑の理由として火口を目指す車両が草千里の駐車場に流れで入ってしまっているというようなこともございますので、誘導の方法をきちんとしようじゃないかということで、今、県のほうと調整を急いでいるところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 課長、ありがとうございました。喫緊の課題がたくさん山積しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、まちづくり課長、お願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） まちづくり課のほうからお答えいたします。

オーバーツーリズムに関しましては、今年の1月に観光庁のオーバーツーリズム未然防止抑制による持続可能な観光推進事業というのが補助事業として出されましたので、そこで申請をしまして、3月に認定をいただきました。これは先駆モデル型ということで、全国で20か所、それで、九州では阿蘇市だけということで選定をいただいております。この中では、今おっしゃいました阿蘇神社周辺、それから阿蘇山上一帯、それから道の駅阿蘇周辺、それ

から内牧商店街、それから大観峰というところの5か所で、観光客の分散と平準化、それから受入れ環境整備、それから関連する調査・分析、それからマナー啓発、住民と協働した地域振興ということで民間事業者と、それから各種団体と連携した中で、16の事業を行っているところでございます。

阿蘇市としましては、その中で一の宮町の中央駐車場を今整備をしております。これは阿蘇神社の駐車場とシステムの連携させて、ネット上で空き状況が確認できるようにするというふうなことを予定をしております。

一方で、阿蘇神社のほうは第3駐車場を今整備しており、拡張もされているというところでございます。

また、関連するところでいきますと道の駅阿蘇、あそこも第1駐車場と第2駐車場ありますが、あそこにAIカメラを設置しまして、それもネットで分かるようにし、かつ国道沿いに満空表示看板を設置するというふうな計画で今進めているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） ありがとうございます。内牧の飲食店でスマホを利用した予約とかで混雑がかなり緩和されているということを聞いておりますが、ここはどうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） そちらのほうは、これはまた熊本県の補助事業を活用しまして、地域一体となった面的DX化に取り組んでいます。例えば、待ち時間が携帯電話上に分かるようにすると。それから、外国のお客様が夜飲食店に入ったときに注文をしますけれども、なかなかコミュニケーションができないということで、携帯電話で注文ができるというふうなシステムを入れております。あるお店では四つのテーブルがあるんですけども、隣にイタリア人、隣にフランス人のカップルの方々がいらっしゃって、そのお店は50%ぐらいがヨーロッパ人の方々なんですけども、スマートフォンで注文をされて、スマートフォンで決済をされていたというふうなことだったり、1階と2階で分かれているお店については、従業員さんが事業効率化ができたというふうなことで、非常に喜ばれているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） かなりの成果が上がっているということをお聞きしましたが、あと一つ、外国人観光客も含めて日本人ですけれども、内牧、あるいは阿蘇神社周辺で、いわゆるトイレとか公共施設はどうか、こういうふうな表記の中で多言語で看板設置とか、こういうのはどういう状況になっていますか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 直接的な施設へのピクトグラムのような設置は行き届いておりませんけれども、QRコードでもう各所に多言語でトイレとかそういった、駐車場まではなかなか入れられないんですけども、そういった外国人が必要な場所の明記はしております。今、地域おこし協力隊の方が多言語で対応できる方なので、非常にきめ細かな対応ができていると思っています。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 課長、ありがとうございました。

続いて、農政課長のほうからお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 農政課長との打ち合わせができておりませんで、申し訳ございません。

お尋ねしたいのは、農政課としてオーバーツーリズム対策の現状はということで、何か関連することがあればお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

オーバーツーリズム対策といたしまして、農政関係におきましては、現状といたしまして、ゴールデンウィークの際の幹線道路に隣接します農地の営農に関しまして、非常に農業用機械の往来に支障が出ております。

また、草原関係におきましては、先ほどありましたとおり、登山道路の渋滞によりまして、牧野の管理ができないといった牧野組合からの声が上がっているような状況でございます。

具体的なオーバーツーリズム対策につきましては、やはり全体的な課題という形になりますものですから、そういったものにつきましては、関係部署と十分慎重に連携を図りながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 農政課長、ありがとうございました。

次に、外国人観光客へのマナー啓発の取組はということで質問いたします。外国人観光客に限らず日本人にもマナーを理解していない人がたくさんいます。都市観光地である京都や鎌倉のようなところでは、観光客の増加に伴い交通ルールの無視やごみの問題が顕著になって、地域社会に大きな影響を与えており、特に食べ歩きにより食品トレーやペットボトルの放置など、景観悪化に拍車をかけているのは周知のところですが。他の自治体でもオーバーツーリズムの未然防止、抑止対策に積極的な対策を取っております。阿蘇でも火口周辺の立入り規制がなされているにも関わらず、誰かが侵入して退避壕に落書きをしたという事案が発生しております。ほんの一部のマナーの違反者が関係者や住民、善良な観光客の人たちに迷惑をかけていると思っております。このような迷惑行為を防止する手立てはないのでしょうか。現在の啓発の取組、これをまず観光課長からお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） マナーへの取組ということでございます。火口への立入りについては、環境省も看板等の整備を強化されております。また、草千里の乗馬クラブさんでは業務が終わったら放牧を行っていますが、その中で、馬に近づくというようなマナー違反の行為が一番多くなっています。それと草千里内のごみのポイ捨て、これについては、多言語の看板を作りまして、そしてポスターも火山博物館内に貼って、アプリでも発信するというようなことをしております。

一番危惧されるのが、パノラマライン沿いに放牧中の牛馬に触る行為です。牧柵のところに観光客が車を駐車しているところによく出くわすわけですが、その辺を非常に危惧しておりまして、農政課のほうでも、牧野組合さんのほうに注意看板の配付をされております。ただ、私たちもまだまだ啓発が足りてないと思っております、ガイドさん方はしっかり周知をされていますし、観光事業者の方からの発信もお願いをしているところでございます。今後、観光課のほうではSNS動画での啓発を計画しております、しっかりその辺は大事なことですので努めていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 課長、ありがとうございます。内牧周辺、また、一の宮周辺でもごみのポイ捨ては少ないというふうに伺っておりますが、まちづくり課長、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 門前町でありますとか内牧の商店街などでは、あまりポイ捨てというふうなところの現状は見受けられません。外国人旅行者の先ほどの御質問の中で、やはり、先ほど観光課長も申し上げましたが、外国のお客さんが草原に立ち入ったりするというふうなところも見受けられるところがありますので、そういったところについては、ガイドラインをこれまで整備しています。ガイドラインは阿蘇草原再生協議会のホームページで確認することができます。それを踏まえて、放牧地などに立入らないように、啓発のチラシを先ほどのオーバーツーリズムの事業で整備をしております。これは観光協会のほうでやられておりますので、間もなくそれができ上って、それを阿蘇駅とか道の駅で配布をするというふうな計画があります。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 課長、ありがとうございました。

啓発の看板を牧野に立てるというふうなお話でしたが、やはり景観を重視する、また調和した看板ということを目指してもらって、一緒に写真を撮りたくなるような看板にもしてもらいたいと思っております。

次に、オーバーツーリズムにも対応できる農地保全・景観維持を目的とした条例の整備という質問であります。先ほども述べましたように、阿蘇市は、農業、畜産、観光を柱としております。持続可能な農業と観光を推進するには、どうすれば市民のなりわいと観光が両立していけるかを考えなければいけません。このなりわいとは、もともとは農業のことを指しておるわけです。最も重要な産業であります。地域住民、農業関係者、観光関係者、業者、訪れてくれる国内外の観光客、すべてを取り込んで理解してくれていることができる、そのような法的な規制をかけることが必要だと私は思っております。これは迷惑行為の一例ですが、先ほどありましたように、登山道路を上っていきますと、いたるところで車を止めて景色を堪能し、牧野に立ち入って写真を撮っている光景が映ります。この光景を見ますと、確かに雄大な草原の中で阿蘇を満喫していただいているなという感じはありますが、しかし、畜産業を営んでいる方々から見れば、特に牧野関係者は観光客が世界各地から訪れるわけですから、家畜伝染病の一つ口蹄疫感染の危険性があるのではと非常に危

惧をいつもされております。

また、仮に感染が確認されましたならば、他の家畜への感染の拡大を防ぐ目的で、罹患した患畜は発見され次第殺処分になるというふうな法的な規定があります。

また、ほかの地域への家畜への伝播を防ぐために、広範囲での家畜の移動制限がかけられて、畜産業は大打撃を受けます。風評が広まり、観光客も激減するのではないかと私は思っております。観光客にこのエリアは立入禁止ですよというふうなことで看板等で告知をしても、また、現場で関係者が注意しても、それには説得力が欠けるのではないかと思っております。分かってくれるようなまた注意喚起をするには、規制する根拠となる後ろ盾が必要ではないかと思えます。持続可能な農業と観光を守り推進していくには、今のこの時期、明文化する重要性を検討して、具体的な形で表現する必要があります。観光地はサステナブルツーリズムを実現するために、地域住民と観光客が共存しなければなりません。そして発展していく必要があります。内牧エリア、宮地エリア、山上エリア、どれもが地域住民と観光客が協力をして、持続可能な観光を実現していくことが重要と考えております。上位法の国立公園法又は農地法、市の景観条例などがありますけれども、農地保全、景観維持、住民の生活環境の保持、このような観点から見ても、これからの観光と生活を守る目的での条例制定を求めるわけですが、経済部長の見解をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 経済部長。

○経済部長（荒木 仁君） 新しい条例はということの御質問かと思っております。今、議員の発言の中にも自然公園法であったり、現在、既存にあります上位法があるかと思えます。まずはその上位法、家畜関係、畜産関係であれば、家畜伝染予防法等もございます。一つは、条例化をするということも一つ方法かと思いますが、やはり、まずはマナー的な部分、先ほど観光課長、まちづくり課長も言いましたが、一つは、現在ある条例関係の啓発、注意喚起をまずは行っていく必要があるのかなと。そこを徹底してやっていくことによって、観光客の方たちが阿蘇の景観を守っていただき、牛馬に触らないという部分が一番必要なかなと思っておりますので、新たな条例等については、牧野関係者、農業関係者、観光関係者、又は国・県と関係機関と十分に慎重に検討して進めなければいけないかと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 部長、ありがとうございました。

昨日、五嶋議員の質問にもありましたように、北海道美瑛町に行政視察に行つてまいりました。大雪山国立公園に囲まれた、隣はまた富良野といったとても景観が素晴らしいところでありました。面積は阿蘇市の約2倍、人口は4割というふうな自治体です。盆地になった7平方キロメートルくらいの中心地に町役場があり、敷地には6階建てくらいの塔が建ててありました。そこからの景色に私は驚いたわけです。景観条例で建物の高さが15メートルに制限されており、周りには高層の建築物が全くないわけです。そのような町での取組がオーバーツーリズムによる住民生活や農業に及ぼす影響を抑制するために、美瑛町持続可能な観光目的地実現条例を掲げて、政策を展開をしておりました。通過型観光地であるがために、誰もがまた来てみたいというふうな町にやっていきたいというふうな担当者の話でございま

した。阿蘇市も持続可能な農業と観光を推進していくには、今、私が申し上げました条例制定を含めた行動を起こすべきだと求め、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 7 番議員、児玉正孝君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩といたします。11 時 10 分に再開いたします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、10 番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

10 番議員、竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） お疲れさまです。12 時の食事前のちょっと中途半端な時間になりましたが、一般質問をさせていただきます。

まず、発言通告書に基づいて進めさせていただきますが、この問題、私が今回質問をさせていただく内容、以前から提案している内容になりますが、以前と重複するところ多分にあると思いますが、明確な御回答よろしくをお願いします。

まずは、入札制度についてですが、今期も数々の公共事業が発注され、契約、すなわち公契約がされていますが、公共事業はもともと市民が負担をする税金で賄われることから、慎重で適切な手順を踏むことが求められ、公正で、そして透明性を確保することはもちろん、最小限の経費で最大限の効果を上げる責務は課せられています。

また、最近の建設資材の高騰の中で、働き方改革、また週休二日制の促進、また、担い手の育成など建設業界の環境整備が求められています。今年の 2 月、国土交通省から 3 月から適用する公共工事設計労務単価が発表されていますが、これ熊本における普通作業員の設計単価は 2 万 300 円となっています。

そこで質問をさせていただきますが、当初の設計上の普通作業員の労務単価、お答えできればお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

公共工事設計労務単価につきましては、令和 6 年 3 月から適用する部分で単価を申し上げますと、全国全職種単純平均で 2 万 3,600 円と把握しております。先ほど言われた普通作業員については、申し訳ございません、手元に資料ございません。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） ありがとうございます。私も長年土木建築の現場代理人として働いてきましたが、阿蘇地方の普通作業員の賃金、これを最近直接確認をいたしました。この単価、10 年前の単価と変わらぬ企業又は国交省単価を上回る企業、企業によって大きな差があるという認識。このような状況の中で働き方改革、そして、週休 2 日制の促進、担い手

の育成など厳しい状況ではないかと思います。熊本県では建設業の環境整備、そして、社会的要望に応えるために公契約制度を導入し、そして、当市においても公契約制度を導入する検討をしていく必要があるのではないかと思いますして質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 公契約制度につきましては、県や市町村などの自治体が発注する工事、それからサービス、物品の調達などの契約になります。導入のメリットといたしましては、適正な労働環境の確保、それから、公共サービスの品質向上などが上げられるかと思います。

一方で、課題といたしましては、労働者間の公平性、事業者の資料作成に係る事務量や人件費の負担増などが上げられます。

また、公共事業費の高止まりにつながることや、条例が守られているかチェックするために行政側も新たに人手が必要になったり、労働者の賃金が条例基準に張り付いて、かえって賃金の引き下げにつながりかねないというデメリットや懸念も上げられているところでございます。したがって、課題も山積しておりますので、今後、ほかの自治体の動向を見ながら、事業者の方へ過度の負担がかからないように、慎重に取り扱っていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） ありがとうございます。実際、公契約制度、やはり、入札単価、やっぱり今の発言の中では単価が上がる可能性があるということで発言をされましたが、実際、今、すべてパソコンで処理をしていますし、計算上、設計単価のそういうソフトが広く出回って、業者自身も持ってる状態ですね。ということであれば、以前のような電卓を使って積算をするような世界じゃなくて、ただ、キーボードを押してもって単価を挿入すればトータルで出てくるという状況の中で、果たして事務量の増大、その辺が私は疑問になります。やはり建設業者は建設現場で働く従業員の生活向上、それと同時に、やはり公共事業という立場で考えれば、それを法的に縛っていくような公契約制度、必要ではないかなと思います。

ところで、次の質問に移らせていただきますが、次の質問は入札制度の問題です。今現在、阿蘇市の入札制度、これは一応、私、この入札制度の中で今の公表の落札金額ではなく、最低制限価格の公表をやはりすべきではないかなと思います。それで、その入札業者の問題の中で、今現在の入札制度、そして指名業者の数、そして基本的には経営事項審査の点数によつてのランクづけ、一応されていると思いますが、そのランク別の人数、お答えできるのであればお答えを願います。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 現在、阿蘇市の入札方式といたしましては、指名競争入札を採用しているところでございます。ランク別、業種別の事業者数ということでございます。土木工事につきましては、A1が3社、A2が12社、Bランクが6社、Cランクが8社でございます。建築工事に関しましては、Aランクが6社、Bランクが現在では6社、舗装工事

につきましては、Aランクが12社、Bランクが9社、Cランクが9社となっております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） ありがとうございます。同時に、予定価格を発表するに当たって、落札予定金額の設計単価の基準ですね、直接工事費を除いた単価と最低制限価格の直接工事費、これも除いた単価、これ実際同じじゃないんでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいんですけど。設計価格ですね。入札予定価格と、それと最低制限価格を明示した場合の価格、そこから直接工事費を引きますね。そしたら、残りを一般経費と現場経費とそういう形で、プラスで総合の金額になりますが、その時点で落札予定金額の基本的な経費を除いた単価です。それと最低制限価格のうち、これまた経費を除いた金額です。それが同じであれば、私はもうついでに言いますが、最低制限価格を公表して、それを基準としてやる必要があるのではないかと思います。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 本市が発注する工事等につきましては、当然、国の公共工事設計単価に基づいて算出しております。阿蘇市につきましては、議員が言われる最低制限価格制度は導入しておりません。建設工事につきましては、現在は低入札価格調査制度というものを導入しているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） その低入札価格調査制度という問題なんですけど、この低入の価格はどういう設定ですね。例えば、先ほど言いましたが、それプラスの現場経費、一般経費、それを足した部分が私は最低入札価格になると思いますが、失格の場合の価格というのは、あくまでもそれを下回った価格になると思います。その辺ではいかがなものでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） まず、低入札価格調査制度について御説明いたしますと、この低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合に、当該入札については一旦保留扱いということでさせていただいております。阿蘇市のほうで建設工事低入札価格調査実施要領というものがございまして、その実施要領に基づきまして、最低価格で応札しました事業者に対しまして、工事担当課と契約担当課のほうで当該価格で契約の内容に適合した履行が実際なされるかどうかの妥当性につきまして、事情聴取、ヒアリング等を行いまして、その結果を契約審査委員会に報告し、履行の可否について総合的に判断しまして、最終的に落札者を決定してるような状況でございます。先ほど言われました経費の部分につきましては、阿蘇市建設工事低入札価格調査実施要領の中で、第3条になりますけれども、直接工事費の10分の9.7%を乗じた額であったり、各種経費についても率が記載しておりますので、それに基づいて対応してるというような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） これは低入札価格調査制度の場合の設計単価じゃなくて、あくまでも私は最低制限価格、この場合の設定の仕方ですね、それについてはお答えできますでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 繰り返しになりますけれども、最低制限価格については阿蘇市導入しておりませんので、低入札価格調査制度を導入しておりますので、現在としては不当に安い金額での取引は回避できています。ダンピング対策にもつながっているというふうに捉えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 低入札価格調査制度の価格を設定しているということであれば、私はこれ、最低制限価格の設定もお願いをして、やはり今の入札制度、若干市場単価より高いような気がしますので、やはり現状に合った単価で設計をし直していただきたい。そして、同時に落札予定価格を下げていくという方向を考えていく必要があるのではないかと思います。それと同時に、予定価格、これ今の入札制度を見ていきますと、やはり歩引きという形で何パーセント引いていったところが落ちてくるというのが今の現状だと思いますので、これ横との業者間の情報のつながりというのにも必要かもしれませんが、なるべくその情報交換ができないような状態で、電子入札の導入を阿蘇市としても導入はできないのかということを質問させていただきます。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今年の7月1日現在の県内における電子入札の導入状況をお伝えしたいと思います。45団体中31団体が導入しているという状況でございます。導入のメリットといたしましては、入札業務の効率化、それから透明性、公平性の向上、不正行為の防止などが上げられるかと思います。ただ、課題といたしましては、電子入札を導入することで入札に参加できない事業者が出てくる場合があること。また、システム導入に係る整備費の負担、ランニングコストの負担などが上げられるかと考えております。

なお、電子入札導入に係る財政負担といたしましては、導入費用が約1,200万円前後になるかと考えておりますし、また、翌年度以降の維持管理料、こちらが年間約120万円でありまして、費用対効果も十分検証しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 私はすべてのランクの業者に電子入札を勧めるのではなく、やはり電子入札できるような体制の会社ですね、Aランク、Bランク、そこまでの業者に対しては、当面、これだけの体力はあると思いますので、ぜひとも電子入札実施をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 指名願いにつきましては、1業者1業種ではなくて、複数の業種にわたって指名願いを提出している事業者さんもおられます。したがって、業種、ランクによって紙と電子に分けた場合が、同一業者がそれぞれ違う入札方法で参加するような形にもなりかねませんので、現場で混乱を招く恐れがございます。

また、市役所側のほうも事務も煩雑になるという部分もございますので、仮に導入する場合は、ある程度統一感を持って対応できればというふうには考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） ということであれば、今の御回答であれば、やはり全業者が、指名入札業者がある程度電子入札に対応できるような体制にならないとできないということで、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今年の1月に阿蘇市内の指名願いが提出されてる事業者を対象に、電子入札導入に関するアンケート調査というものを実施しております。調査の結果、電子入札を導入した場合は、入札に参加できないと回答した事業者が複数社おられました。参加できない事業者の方に理由を確認したところ、現状で十分だからという部分と、あとはシステムの操作が難しそうだから、機器等の整備が必要だからなどの理由が上げられております。行政としては、すべての事業者が電子入札に参加できるように、参加できないと回答した事業者の方に再度聞き取り調査を行いながら検討を進めていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 現実、先ほどお答え願いましたが、45自治体の中で31実施をされてるということなんですが、その自治体の実態というのは、入札業者全員を対象にされているわけでしょうか。それとも、やはり特定のランクの業者を選んで電子入札の対象にするのか。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 竹原君、同じ質問になっておりますので、ある程度まとめて質疑をお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） この導入してる31団体についての詳細はちょっと確認取れておりません。それぞれ対応してるかと思います。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） それでは、やはり業者のほうの自助努力というのも必要だと思うので、やはりその対応を急がせて、この公明正大な税金で補っている公共事業、ぜひともそういう透明性を持った形の入札制度を実施をお願いしたいと思ひまして、この部分については終わらせていただきます。課長、ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきますが、今回、今の状態の中、低額所得者の生活支援ということで、一括で上げさせていただきます。

政府は月内に制定をする総合経済政策の中で検討をしている低所得者向けの給付金について、住民非課税世帯1世帯当たり3万円を支給するという方向で、今検討に入っています。子育て世帯には、子供1人当たり2万円を加算する。電気、そしてガス代への補助金、来年1月には再開し、3月まで実施をするという方向で調整をしています。

また、私が今回、いつも提案をしている福祉灯油助成、この制度はもともと生活困窮者に対する対策として始まった制度で、高齢者や障害者世帯、または母子家庭世帯など住民税非課税の世帯を中心に、市町村が灯油の購入助成を行っています。制度は自治体によってはまちまちですが、1世帯当たり数千円から数万円を助成をしています。地域的な問題では、北

海道、そして東北はもちろんのこと、中国地方では島根県、鳥取県、岡山県、そして四国の自治体でも実施をされています。節約をし、そして体調を崩す世帯もいる中、灯油を使い暖を取ることは最低制限の生活を営むことを保障した憲法上の権利ではないでしょうか。この助成制度、以前から冬の寒い、そして厳しい阿蘇地方での実施を私も数年前から要望していますが、再度、確認をさせていただきます。行政として実施をされることを要望しますが、その後回答をよろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。

まず、低所得世帯の支援としまして、令和 4 年度には本市の約 3 割の世帯に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として住民税均等割非課税世帯に 1 世帯当たり 5 万円の支給、令和 5 年度にも本市の約 3 割を超える世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として、住民税均等割非課税世帯に 1 世帯当たり 3 万円、追加支給分 1 世帯当たり 7 万円、住民税均等割のみ課税世帯に 1 世帯当たり 10 万円、子ども加算 1 人当たり 5 万円を令和 6 年度にかけ支給、令和 6 年度では、新たな住民税非課税世帯等に 1 世帯当たり 10 万円、子ども加算 1 人当たり 5 万円の支給を完了しております。先ほど議員おっしゃったとおりですが、また、今後、低所得者生活支援としての給付金も予定されていることから、御質問の市による福祉灯油助成制度の新設としては考えておりません。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） この福祉灯油制度、本来は国がやるべき問題です。しかし、国が行わないという状態の中で、自治体が単独にこの補助金制度と別に高齢者、低所得者に向けて灯油助成制度をやっているという状態です。ですから、通常の支援金プラスの独自の制度です。この制度をやるという方向性は難しいでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） 先ほどと繰り返しになりますが、今のところは考えておりません。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） やはり、阿蘇という気象条件、考えれば早急にこれ実施をお願いしたいと、そういうことでこの質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に、学校給食の問題、それから就学援助金、これ一緒に質問をさせていただきますが、今現在、学校給食の無償化の問題では、日本全国の自治体の 3 分の 1 が予算を確保し、子育て支援の実施を行っているのが今の自治体の姿です。学校給食無償に係る費用、これも前回は大体聞きましたが、8,000 万円です。よろしいのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） お疲れさまです。

8,000 万円ではなく 1 億円を超える金額になっております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 単純に今の生徒数掛ける 5 万円という形じゃないのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 令和5年度の経費を対象にしますと、1億800万円超えとなっております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 分かりました。私もちょっと質問の順番を間違えまして申し訳ございません。これは一番最初に、就学援助金の制度を上げる段取りだったんですけど、思わず学校給食の問題になりまして、もう1回ちょっと戻りたいと思いますが、今現在、就学援助金制度、これ基準措置の生活保護世帯からの1.1倍という形でお聞きしていますが、この制度の中身ですね。今までお聞きした中で、やはり保護者のPTA会費とか、それとか通常、他の自治体で出されている制度よりちょっと少ないような気がするので、今の就学援助金制度で、今、当市が出している内容ですね、それについてもお聞かせを願いたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 項目ということでよろしいですか。今のところでいくと、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費と学用品費等、学校給食費、医療費となっております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） ということで、分かりましたけれど、他の自治体と比べて抜けている部分も数ありますので、その辺は今からですね、私も今回はそういう調査をしませんので、これからも質問の中で進めていきたいと思います。

そして、一番の問題点は、この就学援助金の基準単価です。基準単価が生活保護費の1.1倍というのが大きな問題です。私いろいろと菊池市とか南阿蘇村とかその辺の単価を聞いてきましたが、基準の単価を聞いた場合、1.2倍とか1.3倍、一番いいところでは1.4倍という形の御回答をいただきました。やっぱり1.4倍の単価であれば、今現在、学校給食費、就学援助金では無償化になるんですけど、1.4倍にすれば何人の生徒が、こういう質問はしていないんですけど、大体で結構ですが、1.4倍の場合、就学援助金で学校給食費の無償化ができるのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） すみません、まず、基準単価ということでおっしゃられたんですけども、あくまでも1.1倍とかというのは、その人が対象になるかどうかを判定するための金額になっておりまして、助成の部分についてが単価であって、この項目は上限幾らまでとかというのが単価になっております。あくまでも対象者を広げるためということで考える御意思での質問だと受け取りますけども、その単価を上げたからといって給食費の無償化につながるということではないということで、もともと、先ほど言われたとおり、その範囲を広げてほしいということでの御質問ということで回答させていただきますけども、対象者の範囲を広げてほしいということで、阿蘇市の対象者範囲は県内自治体と比較しても特に低いという状況にはない。むしろ県の平均あたりよりはその範囲の対象者の割合は多うございます。全国と比較しても大体7人に1人とか言われてるんですけども、全国と比較した数字よりも、文部科学省の調査の資料とかを見てもうちのほうが若干範囲は多いと。ただ、これ

が多い少ないで一喜一憂するものではありませんので、だから満足というわけでもございませんけども、常任委員会で答えさせていただいたとおり、今後も世情の変化などを注視しながら必要な方に、経済的理由で就学困難になるような方には対応していきたいというふうには考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） ありがとうございます。基本的に前回と御回答があまり進展がなかったというふうに御理解をさせていただきますが、やはり就学援助金制度、今からの来年の新入生に向けて、子供には罪はないんですよね、親の経済的負担の多い少ないは。ですから、どの子供も平等に学校生活が送れる状態ですね。やはり行政としては作っていく必要があると思いますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

それで、先ほどの学校給食の問題に移りますが、1 億円が必要であると。この 1 億円必要であるというので、私ちょっと思い出したんですけど、以前の畜産のクラスター裁判、これで 8,600 万円の市からの税金を、もう裁判は終わってますので別にこの問題はいいいと思いますので、8,600 万円支出をしたと。この 8,600 万円があれば、実際何年間は給食費の軽減もできたはずなんです。ただ、今までなかなか市のほうも軽減措置のために予算が組めていないという状態ですね。ですから、私、この学校給食について軽減ができたと思われますので、その辺の考え方を市長にお伺いをしたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 給食費の負担については、今、担当課長が申し上げられましたように、やっぱり 1 億円はかかるというようなこともありますし、その財政的な問題からいっても非常に厳しいものがあるんじゃないかなと思っております。

それと同時に、この給食費の負担の問題については、やっぱり国のほうがしっかりと対応すべきことであると思っております。特に子供たちは宝でありますから、そのためには国のほうがちゃんと手当をしながら、そして、市町村のほうに手当をしていただくということが一番だと思っておりますし、まだまだ、先ほど申し上げましたように、医療の問題、福祉の問題、介護の問題、人づくりといいますか人材育成の問題、基本的に大事なことも同じようにありますので、そちらのほうにもよく配分をしながら今後運営をしていくことが一番いいんじゃないかなと。その分については、また国のほうに対しても私どもお願いをしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） ありがとうございます。やはり基本的に考え方が違うんです。やはり市民のためにやるために財源確保、これは当然です。ただ、補助金、補助金、国からの上からの補助金、それだけではやはり市民の生活は守れません。この財源を作るためにふるさと納税とかそういう制度があるわけです。現実的に都城市、あそこは数百億円の財源を確保し、学校給食、それから移住者の子育て問題については他市とは違う状態の制度を設けます。やはり自治体がこの制度を本当に考え、そして財政的な支援を頭を使ってひねり出し、

そしてやっていく必要があると思います。実際、ふるさと納税、数千万円から数億円になりました。これはまだまだやり方によっては数十億円、数百億円の価値が出てくると思います。ですから、その財源を作るためには、やはり市の職員、私たちも皆さんと共に考え、財源を作っていきたいと思います。私はその辺のことを皆さんと共に考え、財源を作っていきたいと、そういうふうに考えています。市長、どうぞ。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） ふるさと納税についてのその質問された中とはちょっと中身が違のかなという受け止め方を私はさせていただいておりますけれども、先ほど言われたように、考え方の違いがあるんだというようなことで切って捨てるような問題ではないとは思っております。私どももふるさと納税の問題については、みんな挙げて、執行部のほうでも何とか理解をしていただいて増やして、そして少しでも財源が確保できるようにということで頑張っておるところでございますし、そのためにいろんな方法を今検討をし、実行をしております。竹原議員がおっしゃるそういうことがあればということでもありますけど、増えるようなそういうじゃあ取組を代案として上げていただければ、我々もまたそれはいい案であるということで考えながら、さらに進めていきたいと思いますから、代案をきちんと出していただきたいということを感想として申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 私たちも代案を出していくということで共に考えていきましょうということで私は発言をしたつもりです。ですから、今後とも市民の生活を守るために、独自財源を作っていくという観点では一緒の方向性を持つてると思いますので、私、やっぱり全議員、そして市の職員共にその辺の方向性を追求していく必要があると思ひましてこの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 10 番議員、竹原祐一君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこのあたりでとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、午後 1 時 00 分から再開いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

続きまして、11 番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 11 番議員、園田でございます。午後のお腹いっぱい時間に眠くならないように、45 分間、お付き合いのほうよろしくお願いを申し上げます。

通告書に従ひまして、3 点を質問をさせていただきます。

まず、最初の質問に関連がありますが、今年の9月4日の日でした。20年来付き合いをさせていただいていた大親友の方がすい臓がんで亡くされました。彼は息子さんを熊本地震の本震で立野の土砂に車ごと黒川河川に流されて亡くされ、本人もがんの宣告から1年9か月で9月に他界をされました。御家族からは、がんで家族を亡くした者として、がんで苦しんでいる患者さんが遠くの病院に行かずに、地元の病院で安心して治療が受けられる、家族もサポートしてもらえる強固な医療体制づくりを切に願いますと涙を流して話されました。

最新のがん統計を見てみますと、2020年のデータでは、日本人が一生のうちがんと診断される確率は、男性が62.1%、女性が48.9%、男女共に2人に1人ががんと宣告されるような時代であります。やはり、健康が一番、元気が一番、そして、幸せが一番、プラス住民健診、これが一番だと私は思っているところでございます。ちょっとほかで聞いたフレーズかもしれませんけども、今日は少し引用させていただきました。

私も父を亡くして51年、母は昨年他界しましたが、今のところは私も数年前にアキレス腱を断裂いたしまして、これといった大病はしていません。マラソンやバレー、テニスにしっかりスポーツができる丈夫に生んでくれた両親に感謝をして最初に質問に入りたいと思います。

令和2年4月に、熊本県指定がん診療連携拠点病院として阿蘇医療センターは指定を受けております。これから指定病院としての役割について質問をいたしますが、初めに、スタッフ体制についてお聞きします。現在、医療センター全体の12月現在の医師、看護師、事務職員、委託職員数、全部でどれほどの方が今お勤めになっておりますか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

12月時点ということですが、今、事業管理者を含めまして、医師のほうで常勤が15名、それから歯科医師が1名と非常勤の医師が30名来ていただいております。合わせて、医師が45名というような状況。それから看護師と准看護師、こちらが非常勤を含めて91名、それから、その他の薬剤師やリハビリに関わる療法士、それから検査技師のコメディカル、それから事務も合わせて、それらが75名おります。したがって、これに給食の調理でありましたりとか警備だったり、保育園業務、こちらのほうを委託しております。こちらのほうが40名ほどいらっしゃるんです。それから、看護補助業務、医療事務の各種算定等を行ったりする業務につきまして、こちらを派遣によっておりまして、こちらが31名おります。そうしますと、合計が283名というような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11番（園田浩文君） その中でがんの治療に特化したスタッフというのは、大体何名ぐらい、医師も含めていらっしゃるんですか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 先ほどお話がありました令和2年にがんの連携拠点病院となりまして、がん治療の関係では、まず医師のほうは内科系、外科系の常勤の

専門医によりがん診療を行っておりまして、ほぼすべての診療科に対応していると。これに併せまして、先ほど 30 名と非常勤の医師を言いましたけれども、その中でも特に腫瘍内科、それから血液内科、それから女性専門外来であります乳腺内分泌の外科、それから婦人科といった先生方が対応をさせていただいておるところでございます。医師以外の医療スタッフでいきますと、がん化学療法、これに特化した認定の看護師が 1 名、それから、薬物療法に伴います認定の薬剤師、こちらのほうも 1 名おります。

また、仕事との両立を兼ねた両立支援をしていくということでの、今はがんを治療するではなくて、がんと共に生きると先ほど議員がおっしゃいました、もう 50%を超えるような世の中になっておりますので、社会生活等を両立していく両立支援コーディネーターという者が 2 名というような状況でございまして、また、がん相談の支援の研修を受けた職員が、先ほどの両立支援コーディネーターを務めております社会福祉士 2 名と、あと看護師が 6 名、合計 8 名ががん相談員としての研修を受けて対応しているというような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 今の数字、部長、全部合わせると大体何名ぐらいになりますか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 医師も含めまして、大体 20 名ほどはそれらのほうに対応しているというような状況になります。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） がん治療といいますと、私のこの知り合いも鹿児島、もちろん熊本市内、福岡、いろんな病院を点々となさっております。がんの治療法については、3 大療法ですか、手術治療、薬物の治療、放射線治療とこの三つが大体大きな療法と聞いております。医療センターではどの治療までが可能になりますか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 当院では、今おっしゃいました中で、がんの手術治療と放射線治療のほうは行っておりません。今、行っておりますのは、がん化学療法レジメンと言いまして、抗がん剤、それから輸液、それか制吐薬などの支持薬療法を組合わせた時系列的な治療計画、これのがん化学療法レジメンといいますけれども、それによります薬物療法のほうを実施しておるところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） これは一般に言われている抗がん剤あたりの治療もこれに当たるわけですか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） おっしゃるとおりでございまして、いわゆる静脈注射によります点滴治療ですね、そちらのほうのいわゆる治療方法ということになります。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） どうしてもがん治療といいますと、熊本市内の熊本大学をはじめ、

数多くの大きな病院に皆さん受診されるわけですが、医療センターがもちろん拠点病院としてなっておるんですけど、やはり、これはもう予算にももちろん関係あるんですけど、設備だとかやっぱり人員の問題で、こういう手術でありますとか放射線治療というのはやはりできないということですか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） ただ今おっしゃいますように、放射線治療等になりますと、また当然そういった設備も必要になってくるということでございますが、放射線治療を行います医師のほうも確保ができておらないというようなところもございます。そういったところにつきましては、今、うちのほうでは歯科口腔外科も開設いたしております、そういったところも含めてほとんどの診療科の先生方ががんの診療のほうには対応しているというようなところでございまして、そこでがんの発見が行われました場合には、熊本大学病院をはじめとする高度医療機関と連携をして手術等を行った上で、また帰って投薬の治療等を続けるというような体制を取っているというようなところでございます。

また、呼吸器内科の専門医というようなものを資格を持たれてる呼吸器内科の先生はいらっしゃいますけれども、この専門医の資格の取得というようなことが条件になるような診療もございますので、そういったまた資格を取るようなこともサポートしながら進めているというような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 医療センターもかなりいい機械も入ってると思うんですけど、やはり放射線治療あたりはもちろん専門の先生あたりがいらっしゃれば、使える機械というのも医療センターには設備としてあるんですか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 放射線治療に伴います機材というのは、今現在ございません。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 分かりました。がん患者の推移等、状況について少しお聞きしたいと思います。

現在、がんの死亡者数、2020 年、男性の 1 位が前立腺がん、2 番目が大腸がん、3 番目が肺がん、4 番目が胃がん、5 番目がすい臓がん、女性ですと 1 位が乳がん、2 位が大腸がん、3 番目が肺がん、4 位が胃がん、5 位が子宮がんというふうな統計が出ておりますけど、やはり阿蘇あたりでもこの順位というのは大体当てはまるような感じですか。地域差というのはないんですか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 今おっしゃられたようなところと大差はない状態かなというふうに思います。当院の新規発症の主要部位数ということでちょっとデータを調べてきましたところ、令和 5 年度中で大腸に関するがんが 12 件、それから乳がんが 11 件、胃がんが 10 件、肺がんが 8 件、前立腺がんが 7 件、それから皮膚科の開設にも伴いま

して、皮膚がんが7件というような状況で、その他が33件で昨年度で合計88件というような内訳となっております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 現在でもがんの入院患者というのは、今、医療センターのほうにはいらっしゃるんですか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） ちょっと本日現在でということでは把握しておりませんが、入院での対応等も行っていると。先ほども言いましたがんの薬物療法をやられてる方が多々いらっしゃるというような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） やはり、部長、がんの死亡者数の推移というのは年々多くなってきたように感じられますか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 特別がんに関してというような感触は、私が今事務のほうにおる中では特段感じておらないところですけど、やはり、どうしても高齢化に伴いまして、先ほど議員がおっしゃったように、前立腺がん等につきましては、高齢者の大半が大体なっていくものであるとかというようなことも言われておったりするところがございますので、そういった意味では増えているというような状況にあるのではないかなと思うところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 医療センターといえば、やっぱり心疾患だとか脳のほうの疾患には大変信頼のある手厚い治療もできていると思っております。今後がんに対しても、まず最初に医療センターに行ってみようと市民の皆さんが思われるぐらい、少し啓発活動にも力を入れて、今後発信していってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） がんの診療に関しましては、市政報告会等でも甲斐院長のほうからお話をさせていただいておるところですけども、今年6月からがんに関する検査で検体、それから血液、腫瘍マーカー等の院内検査数というようなところが特に増加してきておるところでございます。この6月からは採血のみの簡単な検査で10種類のがんの部位別に判定しますメタロ・バランスというような検査の手法も取り入れて行っているところでございます。それから、皆さん方ががんのほうの緩和等のケアの部分につきましても各種の相談員さんたちがそれぞれの患者さんに寄り添った相談等にもものって、先ほど言いました生活と治療と続けていくというような体制を整えているというようなところでございます。特に報道等でも今のがん治療につきましては、手術治療しずっと入院をして、病院で最期を迎えるというような状況ではなくて、今は生活と共に在宅でも治療を続けながらというようなところにもシフトしてきているというようなところでございますので、そういったところの支援を病院でも続けていけたらなと思ってるところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 今、がんの発見で部長言われて横文字の検査あたりもあるみたいなので、そういうのは広報あたりでもしっかりと発信していただいて、手軽にがんの発症がどうかというのを分かるような、そういう方法はちゃんと確立されてますので、啓発活動にもしっかりと頑張ってもらいたいと思います。

それで、子宮頸がんワクチンなどの対応についてお聞きをいたします。子宮頸がんワクチンの対応について、対象者と接種状況あたりが分かればお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） お疲れさまです。ただいまの御質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の対象者ですけれども、定期接種においては小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象としています。

また、国の積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年から平成19年生まれの女性の方々については、現在、キャッチアップ接種として定期接種同様に全額公費負担で実施をしている状況です。ですので、今現在の対象者は、従来の定期接種の対象者とキャッチアップの対象者という2段階になっております。

接種状況ですけれども、接種開始年齢とか接種間隔により1人当たり2回だったり3回だったりという回数に違いがありますので、延べ人数というところになりますけれども、定期接種で令和4年度は102人、令和5年度68人、令和6年11月末までの状況で80人、また、キャッチアップ接種については、令和4年度が210人、令和5年度157人、令和6年11月末で181人という状況です。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） ちょっと手元にある資料が、阿蘇市内の小学校6年生から中学校3年生の女生徒の対象者が大体348名、ちょっと手元にある資料がですね。大体何パーセントかというのは課長のほうでは、個人情報等々があるので、なかなか打ちましたか打ちませんかというのは、本人には聞けないので、何か情報としてありますかそういうところが。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 国が定めております接種率の出し方がこのワクチンについてはありまして、それに沿って出した割合としましては、令和4年度で1回目の接種が57.5%、2回目が43.8%、3回目が26.3%というところになりまして、国の令和4年度のデータが、1回目が42.2%、2回目が38.4%、3回目が30.2%ということになっておりますので、国よりも高い状況で接種が進んでいるかと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 例えば、成人女性がこの子宮頸がんワクチンを打ちたいと言った場合、そういう場合はもちろん有償になると思うんですけど、そういうところの仕組みはどういうふうになってますか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 現在、キャッチアップ接種というのがあっておりますので、

平成9年度生まれまでの方については、今年度いっぱいでしたら全額公費負担ということになります。それ以上の年齢の方がもしお受けになりたいということになれば、そこは全額自己負担ということになってきます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） これ自己負担だと1回につき大体幾らぐらい費用が要るんですか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） ワクチン代が大体2万5,000円ぐらい1回当たりすると言われておりますので、それにまた診療費などが自費になってくると2万5,000円から3万円ぐらい1回当たりかかるのではないかと思います。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） ということは、大体2回から3回打ってる間には、約10万円弱ぐらいですか、そのくらいの金額はかかるということですよ。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） ワクチン接種においてこの子宮頸がんを予防しようと思うと、やっぱり3万円×3回、約10万円の費用がかかりますが、成人女性となれば、ワクチン接種だけではなくて子宮頸がんの検診という形もできますので、検診を受けて御自身の体を確認するという方法もできるかと思います。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） こういう検診は、阿蘇市内あたりの病院ではできないんですか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 阿蘇市内の医療機関でも実施ができます。日にち的には、夏、秋の集団健診で子宮頸がん検診を受けることもできますが、それ以外で阿蘇市内で2か所、あと阿蘇市近隣の産婦人科の方とも委託しまして、合計4か所で個別検診が受けられる形も取っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 課長、ありがとうございました。詳しい説明をありがとうございました。ちょっと最後になるんですけど、もう一度、医療センターの部長、相談窓口だとか緩和ケアの体制について少し詳しく説明お願いしていいですか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

当院には、国立がん研究センターが主催しておりますがん相談支援センターというものを開設しております。先ほど申しました相談員研修を終えた社会福祉士2名、それから看護師あわせて計8名を外来、各病棟、それから地域医療連携室というようにところに配属しております。このがん相談支援センターで年間大体300件ほどの御相談を受けておるところでございます。相談内容につきましては、特に受診であったり入院に関する御相談というところが一番多く、その半数近くはそういった内容なんですけれども、家庭での食事や服薬、それから入浴や運動、外出等に関する御相談でありましたりとか、がん相談での不安、精神

的苦痛に関する御相談、そういったものがおよそ 50 件程度あるというようなところでございまして、また副作用や後遺症、また、先ほど生活との両立と申し上げましたけれども、生活費、それから社会保障制度といったところでの相談も 40 件ほどあるというような状況でございまして、その相談内容に応じまして、先ほどの医師、それから歯科口腔外科の医師、それから薬剤師、リハビリの各療法士と栄養士や社会福祉士、それに看護師と含めた緩和ケアチームというものも立ち上げておりますので、こちらのほうでの対応するとともに、今、こちらではがんピアサポートセンターというようなものが県でもありますので、こちらでの研修会等もつい先月ですか先々月か行っておりまして、こちらにも 40 名ほどの参加があって、御家庭で介護を担われてる方々の御家族、それから会社でがんを患ってる者がいると、それらの同僚の方々、そういったところと一緒に支援していくということで、それらの両立支援の関係の御相談についてが 25 名ほど相談に訪れていらっしゃるというような状況でございまして。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 部長、ありがとうございます。いろいろホールでのコンサートでありますとか、いろんな手で医療センターを発信されているところはしっかり見えてますので、こういうがんの治療に関しても医療センターではちゃんとサポートできるというのをいろんなところで啓発をしていただきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。阿蘇市が管理する河川・橋梁等の長寿命化計画についてお聞きをいたします。

橋梁の点検、補強及び架け替え工事の進捗などの計画ですね。これが市が管理する橋梁の数、長寿命化の耐用年数等はどういうふうなお考えですか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えいたします。

阿蘇市で管理する橋梁の点検数というところでございますが、阿蘇市につきましては、阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画というものに基づきまして、補修や修繕、工事等を行っております。現在、阿蘇市で管理しております橋梁の数は 503 橋でございます。このうち 1 年間で大体 100 橋ずつを点検しておりまして、5 年間で一通り 500 橋の点検を行うという形にしております。

耐用年数ということでございましたが、今までの計画としては、壊れてから直すといったような形ではございましたけれども、この長寿命化については、壊れる前に適切な補修を行って、橋梁を長持ちさせるというのが目的でございますので、どのような方法でどの橋梁から直せばいいかといった部分を基本的に進めておりまして、実行性を備えた計画という形で行っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） ちょっと次の質問にもなるんですけど、河川自体、市の管理してる河川の大体キロ数というのはどのくらいになってますか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） ただ今の御質問ですが、阿蘇市の管理しております河川につきましては、普通河川、準用河川含めまして 178 本ございます。延長というところでございますが、総延長はちょっと分からないんですが、準用河川の部分については総延長が 15 河川ございまして、23 キロメートル程度という形になっておりまして、普通河川が 163 本ございますが、すみません、こちらの延長についてはちょっと把握しておりません。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 毎年堆積土砂の撤去が進んでいるようなんですけども、これはもう年間計画されてやっているのか。それとも、地元区長さんあたりの要望から進んでいるのかどちらになりますか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） 堆積土砂の撤去については、大体年平均で 13 本程度、今実施しております。区長さん方から要望された箇所につきまして、適宜対応しているというような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 分かりました。

3 番目が護岸の除草作業について質問を上げているんですけども、昨日も別の議員さんが、今後、高齢化が進んで草刈りが大変になってくるというような話も出ておりましたけども、機械で切れるところは機械で切って、それでいいと思うんですけども、これはちょっと市長のほうにお聞きしたいんですけども、市長、グリーンストックさんが、例えば輪地切りでありますとか野焼きでありますとか、秋とか春に作業があるんですけども、この輪地切りあたりをされている、例えば隊友会の方など、そういう方を夏の河川の除草作業あたりに何とかグリーンストックと手を組んで、高齢者あたりが多くなったところに補填するような仕組みというのを何年間かけて、市長、そういうのはできないもんですか。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） ただ今のお考えなんですけれども、隊友会そのものの一応の組織の基準というのがあると思うんです。それと、グリーンストックのほうも基準というのがあります。特にグリーンストックの場合は、今御承知のように輪地切りの問題とか、あるいは野焼きとかそちらのほうを主に財源を何とか確保しながらやっているところでありますけれども、でも、それも大きな一つのアイデアではあると思います。いわゆる環境をきちんと守っていくという意味においてはですね。だから、私のほうでまたグリーンストックにはそんなことができるかどうか、現実の面として隊友会の皆さん方ともそういうお話ができるかどうか、ちゃんとつないでおきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） いつも秋と春にかなりのボランティアの方がうちの牧野あたりにもお手伝いに来ていただいているので、夏の草が伸びたときに少しでもそういうところとつながりができるならと思って質問をさせていただきました。

それでは、最後のマイナンバーカードの活用についての質問に移らせていただきます。今、阿蘇市のマイナンバーカードの交付枚数、それと保有数は、市民課長、どのくらいになりますか。

○議長（菅 敏徳君） 市民課長。

○市民課長（甲斐直喜君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えいたします。本市のマイナンバーカードの交付枚数と保有枚数についてお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの交付枚数は、マイナンバーカードの交付が始まった平成 28 年 1 月以降に発行した枚数となり、本年 11 月末現在で 2 万 943 枚、交付率が 85.39%となっております。

次に、保有枚数ですけれども、本市に住民登録がある方が保有している枚数になりまして、こちらが 1 万 9,900 枚、同じく 11 月末現在となっております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） ありがとうございます。

今、話題になってますけど、マイナ保険証への移行状況というのはどういう状況になってますか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今の御質問にお答えいたします。

12 月 2 日をもちまして、保険証の発行がなくなりました。その後、マイナ保険証に移行しております。市におきましては、移行に際しましてシステム変更等に対応をいたしております。窓口での混乱や問題等は現時点では起きておりません。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 課長、移行の大体紐づけされてるパーセントというのは大体分かるんですか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） これは 9 月末の時点なんですけども、国民健康保険被保険者に関しましては、62.62%、後期高齢者医療被保険者に関しましては、56.03%ということになっております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） マイナ保険証と紐づけされてない方には、資格確認書というのを送られるということになってますよね。この資格確認書は、本人は何の手続きもしなくても市のほうから資格確認書を送付するというような形になってますか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 資格確認書に関しましては、12 月 2 日以降、社会保険から国民健康保険への加入だったり、あとは 75 歳到達によって後期高齢者に移行した方に関しましては、随時発行してる状況です。あと、現在、7 月末までの有効な保険証をお持ちの方に関しましては、これまで同様、こちらのほうから 7 月末を目途にお送りするような形を取っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 課長、確認ですけど、国民健康保険の人が 62.62%、後期高齢者が 56.03%は、今紐づけがされているということであれば、この残りのほうの方には資格確認書を送付するという理解でいいですか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） マイナ保険証をお持ちでない方に関しましては、こちらのほうからお送りするという形になります。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 大体交付枚数にしたら、これパーセント掛けた分ぐらいになるということですか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 来年 7 月末、現在の登録状況になりますと、国民健康保険で約 2,000 人、後期高齢者で約 2,500 人の方に関しましては、資格確認書の送付という方になります。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 課長、ありがとうございます。分かりました。

それと、マイナンバーカードは、今度は免許証との紐づけの話も少し出てるんですけども、令和 7 年 3 月 24 日からだったと思います。マイナ免許証というものに移行ができるというような発表もあってますけども、そういうところはどういうふうに、総務課長、なってますか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今の御質問にお答えいたします。

市議がおっしゃるとおり、3 月 24 日ですか、来年、マイナ免許証として免許証が一体化されるということになっております。免許センターと警察署での更新時の手続きになってくるかと思えます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） これはもうそのまま任意なので、もちろん入る人は入る、入らない人は入らないというような形ですよ。マイナ保険証とは全然形が違うものになるわけですね。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） はい、この免許証につきましては、これまでどおり通常の免許証を使いたいという方、それから、マイナンバーカードと一体化したマイナ免許証を使いたい、それから、免許証とマイナ免許証の両方を使いたいという、この 3 択になってまいります。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） これは更新の手続きの更新料が安くなるとかそういうのは少し謳われてるんですけど、有効期限のうんぬんかんぬんというのはないんですか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） このマイナ免許証につきましては、まず、更新時にやることで更新手数料が安くなるということです。更新以外で手続きをやりますと割高になるということになりますので、必ずこのメリットを享受するためには更新時期に行っていただくということが必要になってくるかと思います。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 課長、ありがとうございました。

一番最後になります。このマイナンバーカード、マイナ保険証のメリットの周知と市民への普及啓発ということで、部長、マイナンバーカードに関して、例えば、市の職員さんあたりもまだ 100%ではなってないんですか。

○議長（菅 敏徳君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おっしゃるとおりです。残念ではございますけど、まだ 100%ではございません。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 部長の考えるマイナンバーカードのメリットといたら何になりますか。

○議長（菅 敏徳君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 今、私も病院を受診する際に使ってるんですけども、非常に簡単なんですよ。保険証は預けないといけない。マイナ保険証は預けなくてもすぐ来て、自分がそのまままたかばんとかに入れられると。だから、後での受渡しの忘れとか、もらったかなとかそういうのもない。国のほうは、診療の初診料がちょっと安くなるとかいろいろ謳われておりますので、市としても広報等を通じて周知はしております。ただ、まだまだ普及するためには、これはもう継続して周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 部長、ありがとうございました。さすが脱線してもびしゃっと答えられるので、ありがとうございました。

これから後ろにもまだマイナンバーカードを作っていない方もいらっしゃるかもしれませんので、市全体、議会でもマイナンバーカードの普及にみんな努めて、いろいろ個人的な考えもあると思いますけども、移行を啓発活動で進めていっていただきたいというふうに思っております。

あと 1 分半ありますけども、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 11 番、園田浩文君の一般質問が終わりました。

続きまして、1 番議員、杉谷保信君の一般質問を許します。

1 番、杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） お疲れさまです。本年最後の一般質問の順番となりました。運がいいのか悪いのか分かりませんが、今年を締めくくる質問とさせていただきたいというふうに

思いますので、最後までよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、質問をさせていただきますが、前日の質問と重なる部分も多々ございます。大変ではございますがよろしくお願いいたしますというふうに思いますので、最後までよろしくお願いいたします。

まず最初に、ふるさと納税返礼品について、特色を生かした返礼品の検討をとして何点か質問をさせていただきます。

ふるさと納税の発案者は、2006 年当時の福井県知事の西川氏とされています。地方を見直すふるさと税制案をきっかけに、政治家の間で議論が活発化したともされております。地方の自治体が子供に医療や様々な行政サービスを提供しても、大人になると多くの方々が都会で就職し、そこで納税を行うと。結果として、子供時代に行政サービスを提供しても地方自治体にはほとんど税収がないと。

また、都会で活躍する社会人がお世話になったふるさとに納税したくても、住民票がある自治体に納税しなければならない。その問題を解決するために、2006 年 10 月に、当時の福井県知事の西川氏が日本経済新聞でふるさと寄附金制度の導入を提言したことから、このふるさと納税の発案者とされていると記憶をしております。この提言を受けて、2006 年 9 月に、当時の総務大臣がふるさと納税研究会を立ち上げ、5 か月の間に 9 回研究会を開催、平成 28 年 4 月、地方税等の一部を改正する法律案が衆議院で可決、翌月の 5 月からふるさと納税の税制度が始まったと聞き及んでおります。阿蘇市でも 2008 年、平成 20 年よりふるさと納税の実績がありますが、始まって 5、6 年は数十万単位で推移していたかと思います。当然、始まったばかりで手探り状態だったかと思いますので、仕方がないことかなとは思いますが、実績値で言いますと、平成 27 年で約 210 万円、平成 28 年で約 420 万円と倍増はしております。また、平成 29 年度は 4,500 万円と 1 年で 10 倍増、平成 30 年は 1 億 5,000 万円と 3 倍増となっております。この 4 年間は何か特別な対策をされたのだと思いますので、その内容等について答えられる範囲で結構ですのでお答えください。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど平成 20 年からということでお話がありました。当時は阿蘇環境共生基金をふるさと納税として位置づけて取り組んでいたというふうな実績がございます。現在の返礼品を伴うふるさと納税として実施してまいりましたのが、平成 29 年 11 月からでございます。現在のふるさと納税に取り組んだことで、いきなり 4,500 万円というふうな 10 倍になったというところでございます。

また、翌年度ですけれども 1 億 5,000 万円というふうな先ほどのお話の中ありますが、平成 30 年度は 1 年間実施をしております、その前の年は 5 か月間ということでありましたので、その差分だというふうに思われます。要するに、環境共生基金は現在も行っておりますが、新たにふるさと納税に取り組んだというふうな大きな理由となります。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） ありがとうございます。令和に入って着実にふるさと納税、実績が

増えているかと思います。令和５年度で約２億７,０００万円と、これもかなり増えております。直近の数字で令和６年度のふるさと納税の実績が分かれば、直近で構いませんので教えてください。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ４月から１１月までの実績で申し上げたいと思います。今現在、約１億８,６００万円でございます。これは昨年と比較すると、当時の４月から１１月と比較しますと、大体３０％ぐらいの伸びを示しております。ということで、このまま推移していけば、３億５,０００万円以上は固いかなというふうなことを見ております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○１番（杉谷保信君） ありがとうございます。増えるのは確かにいいことだと思いますので、これからちょっといろいろ何点かまた質問をさせていただきますが、お隣といいますか宮崎県都城市、先ほどふるさと納税の件も話が出ましたが、令和４年度で納税受入額１億９,３００万円、何がこんなに違うのかと思うぐらいの差があるんです。この都城市も当初から受入額が多かったわけではなくて、いろいろと試行錯誤をされたみたいで。調べてみると、返礼品を肉と焼酎の２点に特化したと、このことが爆発的に増えたというふうに分析をされておりました。ここ阿蘇市の特産品はいろいろあると思います。ふるさと納税のパナー等を見てみると、肉、馬刺し、米、野菜などなどいろいろ出てきます。飲食店では阿蘇のあか牛丼がよく今売れております。今阿蘇のあか牛丼は非常に有名になっていると思います。昔よりも肉質は向上していますので、あか牛の肉の概念も変わってきているのかなというふうに思います。黒毛和種の肉よりヘルシーなところも人気の一部ではないかというふうにも思っております。

そこで提案なのですが、今流通されている肉のほとんどが穀物肥育牛、俗に言うグレインフェッドビーフだと思います。もともと牛は草食動物ですので、その牛に穀物を与え、牛舎の中で脂肪を蓄えさせた牛になります。その反対で、牧草飼育牛、グラスフェッドビーフは、自然環境のもとで放牧等を行い牧草を中心とした飼料を食べさせて成長させた牛です。肉質は赤身が多く、脂肪は黄色が強くなる傾向にあります。この飼育法は、広大な土地があり、適度に運動しながら育つためにほどよく引き締まった肉質にもなります。この肉の抗酸化物質の含有量も多く含んでおりますので、体の老化を防ぎ、動脈硬化など成人病予防にも効果があるというふうに謳われております。こういった肉を阿蘇市のふるさと納税返礼品にできないかという御提案ですが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） グラスフェッドビーフの件だということで、定義をどうするかというふうなところが一つ課題だと思っています。阿蘇地域で放牧から繁殖、肥育まで一貫して取り組まれているというふうなところが、阿蘇のあか牛草原牛プロジェクトというところだけだと思います。完全なグラスフェッドの牛というのは、やせた牛になります。なので、牛１頭から取れるお肉が量も少なくなるということで、あまり一般の農家の方々は、それをやらない飼育方法だと思っています。

一方で、飼育の際に粗飼料多給型というふうな形で養われてる。これもある意味グラスフェッドだというふうに思います。それを全日本あか牛和牛協会というところが、基準を定めておられるようございまして、それでもこういった飼育にこだわったとしても、一般の流通に乗ればほかの牛と変わらなくなります。なので、実はそれで一昨年ぐらい前からグリーンストックさんのほうで、この粗飼料多給型というふうな牛を1頭飼いで、それを継続的に評価していこうということで、これ購入される方は、野焼きボランティアの支援の方々が主だそうですが、そういったことで、ふるさと納税でもテストケースで1、2度それを紹介しております。これからは、そういったあか牛のストーリーとかそういったところも出して、年2回ぐらい企画ものとして消費者の理解を得ながら、これからはふるさと納税の返礼品としても取り扱っていこうかなというふうなことは、今、テレワークセンターとグリーンストックとも以前からお話をしてるところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 今、おっしゃいました草原牛のプロジェクト、これは南小国町の方ですか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） はい、今、南小国町で取り組まれていると思います。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） この方から先日私お電話をいただきまして、どうしても南小国町で今20頭から40頭の部分で牛を飼ってますと。先ほど言われように、肉質はA2が平均、格付で言えばですね。枝肉は420キログラムしか取れない。当然ながら、グラスフェッドビーフですからサシも入らない。赤身が非常に強い肉と。これも流通に乗せようとされたみたいなんですけど、どうしても熊本の有名なデパートさんはオッケーが出たそうなんです。ところが、元が少なすぎると。この方一生懸命、実証実験されてまして、5年間で初期投資が2,000万円程度はかかると。10年間ぐらいで元は取れるんだけど、その分のうまく経営状態に乗せるのが非常に厳しいと。こっちの阿蘇市でも草原が余っているのであれば、その部分に進出をしたいんだけど、よそ者が来て草原に進出しようとする、牧野組合のほうから非常な反発を受けるという部分で、阿蘇市のほうでもちょっといろいろな形で、このグラスフェッドビーフについて取り上げていただきませんかというところの話がありましたので、その分も含めて質問をさせていただいたところです。今おっしゃったように、実証実験等もされてるようなので、これを大きくつなげていただきたいと。産山村では井さんがたぶんされてると思うんですけど、そういうことをしていただけたらなというふうに思いますので、ぜひ検討をして前に進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。私の実家も稲作と畜産農家です。子供も熊本県畜産農協とJA菊池のキャトルで働いておりますが、この牛の件についてはよく話しており、非常に危惧しているところというところの話も聞きますので、今後ともよろしくお願いいたします。課長、ありがとうございました。

では、次の質問に移ります。2番目です。野生動物等の衛生対策についてということで何

点かお聞きをいたします。

これから寒くなると鳥インフルエンザが発生したとの報道も耳にすることも多くなるかと思いますが。昔から比べると野生動物の目撃回数は非常に多くなっているというふうに私も思っています。現に私の住んでいる内牧でもアナグマやタヌキ等、人間がいらないようなところ、ちょっと裏通りで暗くなっているところ等は非常に多く見かけます。中には見るからに病気じゃないかと思われるほど衰弱している野生動物も見かけられます。どこで死んでいいような状態のタヌキ等も見受けられます。

そこで質問なのですが、野生動物等が自宅の敷地内で死んでいた場合、伝染病予防等の観点から、市役所等に連絡をして処分の支持、方法等を仰いだほうがいい野生動物等は何点かいますでしょうか、お答えください。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、個人の所有地での野生動物の死骸につきましては、基本的に土地所有者で処分をしていただくことになってございます。なお、野生動物の種類にもよりますけれども、鳥インフルエンザ、また豚熱の家畜防疫対策といたしまして、鳥類であれば複数羽死骸が散見される場合でありますとか、イノシシ自体が弱っているとか、イノシシの死骸がある場合につきましては、法令に基づきまして、家畜保健衛生所、また県の振興局のほうで確認、検査することになりますので、迷われる場合につきましては、市のほうに御連絡していただければ思っております。

鳥獣の種類につきましては、今申しましたとおり、イノシシ、また鳥類といったところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。自宅内で死んでた場合、これは市民からの声をいただきました。自宅の敷地内でタヌキが死んでいたと。市役所に連絡し、どう処分していいかとお尋ねしたら、やっぱり今おっしゃったように、自宅の敷地内に穴を掘って埋めてくださいと言われたと。この方は幸いにも敷地が広く泥の部分も多くあったので、言われたとおり穴を掘って埋めたということです。それから、自分で処分をされて、また私に電話があり、もしアパートとコンクリートで埋め尽くされた場合はどう処分するのかと。非常に無理難題を言われました。分かりましたと私も電話を切って、その後、農政課に問い合わせをしたら、地元の猟友会の方と連絡を取ってみてくださいと言われました。言われていることは分かりますが、アパート等に住んでいらっしゃる方の大半は地元の方ではないような気がします。猟友会の方々の同意が必要になるかとも思いますが、せめて猟友会の代表の連絡先を教えてくださいなどの対応ができないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、猟友会の役割、活動でございますけれども、農林水産物への被害防止、また自然環境への被害を防止するために、市が要請いたしまして有害鳥獣の駆

除といたしまして、増えすぎた鳥獣の捕獲を行っていただいている状況でございます。したがって、動物の死骸の処理については、原則、行ってございません。しかしながら、議員おっしゃいますとおり、個人の敷地に埋設ができないでありますとか、アパートの敷地内につきましては、基本的にアパートの管理者の方になろうかと思えますけれども、そういう処理が困難な場合については、まずはお知り合いの方の空いた土地をお願いをしまして埋設するといった方法もございますけれども、どうしても処理にお困りになる場合については、市のほうに御連絡していただければと思っております。

また、仮に生きた場合、生きている状態の野生動物の処理につきましては、駆除隊の代表に個別に依頼するケースもございますので、そういった場合については、また市のほうに御連絡していただきまして、議員おっしゃいますとおり、駆除隊代表の連絡先の公表につきましては、なかなか難しい面がありますので、まずは市に御連絡していただければと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） その市の連絡先なんですが、代表電話に電話して聞けば一番いいのかと思うんですが、この方もやっぱりたらい回しされたらしいんですよ、電話で。一番初め、大元に電話して、いろいろ二つ、三つ回されたみたいで、女性の方だったので余計私怒られたんですけど、それもちょうど道筋を立てていただければありがたいんですけど。何かできますか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 市のホームページのほうで鳥獣害の部分のデータでありますとか、鳥獣被害防止対策計画あたりも掲載しておりますけれども、議員おっしゃいますように、詳細な部分のお困りの際の掲載についてはまだ詳しくは行ってございません。お困りの際の掲載については、今後早急に検討してまいりたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。本当、これから先、アパートとかに住んでいらっしゃる方、いっぱい出てくるとは思います。家主の方にととも思いますが、大東建託とかそういうところであれば、家主といっても家主じゃないという部分も出てきますので、そこはうまく対応をしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。課長、ありがとうございます。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の野生動物の死骸の問題なんですけれども、やっぱり、杉谷議員さんがおっしゃるように、これは今からの特によく対応していかなければいけない問題だと思います。今のルールの問題については、農政課長が話をしましたとおりでありますけれども、でも、その域を超えて、やっぱり野生動物が多くなってくるということは、我々が知らない特別な病原菌を持っているということもありますし、そういうのがだんだんだんだん繁殖することによって増えてくるといことだと、人間生活の中で衛生上の問題と、それから病気等の問題について、ひょっとすると大変な影響を与えてくるといことでもありますので、

せっかくそういう御提案をいただいたわけでありまして、我々地方自治の市もそうですけれども、県のほうとも、そして保健所ともしっかりとまたその辺の課題というものを突き詰めながら、これからやっぱり住民の皆さん方がそういうところにも心配をしなくて、安心して住めるような、そんな環境というものを作っていくべきではないかということを今痛感をさせていただきましたので、発言の機会を与えていただきました。ありがとうございます。そのような方向で何とか将来のことも含めた上で、こういうことの防止策、そして危険策というのがあるということをさらに認識をして進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 市長、ありがとうございました。この問題、私どもいつも第3選挙区の中の公明党議員の中で勉強会を行ってるんですが、この中で各議員にもお尋ねをしました。やっぱりどこの自治体も処分はできないと。とにかく自分の敷地内に埋めてくださいますの一点張りだったそうです。ですから、私が聞いた議員もしょうがないから自分の自宅に持って帰って埋めましたというふうな議員もいたので、これはもう何とかしていただきたいなと思って質問をさせていただきました。非常に内容のある御回答ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいというふうに思います。これも昨日内容が出た部分になります。投票率の向上についてという部分で何点かお話を伺いたいというふうに思います。

10月27日に行われました第50回衆議院議員選挙の全国の投票率は53.85%で、前回、3年前の選挙を2.08ポイント下回っておる。戦後3番目に低いという状況です。熊本県は52.06%で、前回より4.34ポイント下回ると。過去最低となった2014年に次ぐ低い数字になっています。阿蘇市では選挙区では58.17%、比例区で58.15%で、前回より0.54ポイント下がっております。全体的な投票率は分かるのですが、年代別の投票率が分かれば、教えていただけると助かります。よろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今の御質問にお答えをさせていただきます。

10月27日執行の衆議院議員総選挙のうち、小選挙区の投票率で御説明のほうをさせていただきます。各年代別の投票率を申し上げますと、18歳、19歳の10代が41.64%、20代が34.38%、30代、46.42%、40代、55.89%、50代、62.22%、60代が71.33%、70代、43.29%、80歳以上で45.35%という結果となっております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。昨日のこの地方選の部分の投票率からすると、やっぱり若干の違いはあるのかなというふうに思いますが、やっぱり20代が一番低いというところがあるのかなというふうに思います。若年層の投票が低い傾向にあるというのはもうしょうがないとは思いますが、自分の子供たちもそうですが、選挙は義務ではなくて権利だから行くようにいつも私どもも伝えておりますが、この若年層の投票率の向上に向けて、市として何かの対策は考えられていますか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 阿蘇市選挙管理委員会としましては、昨日の答弁と重複は致しますが、主権者教育の一環といたしまして、毎年阿蘇中央高校での出前授業や成人式の際の選挙啓発リーフレットの配布、それから、明るい選挙啓発を目的としました小中高生を対象のポスターコンクールに取り組んでいるところでございます。この取組については、まだ十分な取組とは思っておりません。若年層の投票率向上については、学校教育との連携による主権者教育が不可欠であると思っております。今後も学校、それから明るい選挙推進協議会と連携しながら、あらゆる機会を通じて若者世代が選挙や政治を身近に感じられるように、さまざまな取組に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。今、選挙割というサービスを実施されている方がいらっしゃいます。株式会社ワカゾウという企業です。社会と若者をつなげることを基本理念に活動をされています。今、若者は政治に関心だとよく言われますが、様々な角度から若者と政治の関係を見つめると、政治は大事、選挙に行こうと説けば説くほど若者は引いていくと。政治関係者が熱くなればなるほど敏感な若い有権者は冷めていく。興味が持てる表現方法で伝えねば、若い感性には受け入れてもらえない。これが現実だろうというふうに思います。若い方にどうすれば政治に関心を持ってもらえるだろうか。ある程度の予備知識がある方に呼びかける活動は、多くの団体が既にされています。今御回答いただいたように、いろいろな教育もされているというふうに思います。

そこで、このワカゾウという会社は、さらに多くの方を対象にしようと考え、今まで投票に参加したことがない方に、選挙というワードを口にしてもらいたいとの思いでこの活動をされています。選挙割を実施したい企業は、選挙割参加店舗登録をする必要があります。その後、いろいろなサービスの内容や店舗住所等をホームページ等で選挙割サイトへ掲載、利用する方は、投票した後もらえる投票証明書を店舗で提示、証明書が出ない地域では、今回選挙だと分かる投票所の写真、自撮りでもオーケーというものを提示すればサービスを受けられます。このサービスは参議院選挙や衆議院選挙、統一地方選挙のときには、全国でもサービスを受けられます。当然ながら誰かが利益を受けるといった類のサービスではありませんので、あくまで参加される企業の方々の負担にはなりますが、これから先のことを考えるときに必要なサービスとも思われます。当然ながら、公職選挙法の遵守はもちろん、選挙運営を阻害する行為一切が起こらないように規約は設けてあります。各自治体が積極的にこのサービスに参加することは厳しいと思いますが、これだけ若者の政治離れが危惧されているとき、何もしないよりははるかにいいことだと思いますので、啓発活動等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 確かにその選挙割の趣旨については理解もできるころではございます。この選挙割につきまして少し説明しますと、投票した際に、投票済証明書の交付を選挙管理委員会から受けまして、それを割引対象店舗で提示し、様々なサービスが受けられることで選挙に若者が関心を持ってもらうということが目的であるかと思えます。

しかしながら、この選挙割、特定の政党や候補者を支持する店舗でサービスを受けた場合には、買収行為というようなこととも取られかねないということでございますので、導入に当たっては、慎重な検討が必要ではないかと考えております。本市においては、公職選挙法に規定がないことなど、そういった理由もございまして、現在は投票済証明書の発行を行っておりません。

以上になります。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。この選挙割、あくまでも実施する企業が自己負担をしなければいけないという部分になってきます。当然ながら、社会でいろいろ営業活動をされている方々が、どうしても若者に選挙に行ってもらいたいという純真な気持ちでたぶん興された会社だというふうに思いますので、ややもすると、今のSNSの事情等でもう自己都合のいいように解釈して運営する方もいらっしゃると思うんですけれども、この選挙割の株式会社ワカゾウさんですか、このところに登録すれば、そういう選挙運営を阻害する行為一切が起こらないように規約は設けてありますというふうにありますので、あまり九州でもまだされてるところは少ないんですけれども、少しでも導入をする企業が1件でも2件でも現れてくれたらうれしいなというところで質問をさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移りたいというふうに思います。

最近のニュース、報道等で押し込み強盗等の発生をよく耳にします。100%の防犯対策は不可能な時代になったなと痛感させられます。鍵のかかっている扉等を破り、強盗に入るといった常軌を逸した行為で恐ろしい限りです。学校関係は敷地内の出入口に防犯カメラが設置されているとお聞きしましたが、その他保育園や公共施設に防犯カメラが設置してあると思いますが、その認識で間違いありませんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。

福祉課所管の保育施設として坂梨保育園、乙姫保育園、山田保育園、波野保育園、阿蘇市子育て支援センターにおきまして、すべての施設に防犯カメラの設置をしております。詳細申し上げますと、設置場所は玄関や駐車場、園庭等の屋外になります。

また、今後、屋内のカメラ設置も予定しておりまして、引き続き、園児の安全と安心して業務ができる環境整備に努めてまいりたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。この録画した内容を見れる方というのは特定をされてますか。何かあったときにこの内容を見るときに、何人かが見るんじゃないくて、例えば、保育園だったら保育園の園長さんとか代表の方とかそういう方が見るだけの部分になってるのか、誰でも見れるのか、どういう運用になってますか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） 今議員おっしゃられたように、閲覧ができるのは、保育園です

と園長、それ以外の方の保護者さんであるとか外部の方は見るということではできなくなっております。もし、いろいろな事件等の関係で御協力ということで公的なところからあったときには、またその都度、その状況で対応していきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。先ほども言いましたが、家の出入口等は完全に施錠しているにも関わらず、ドア等を破って強盗に入るというのはもう防ぎようがないんです。阿蘇地域ではまだこの手の犯罪は起きたとは聞き及びませんが、最後の手段として万が一の被害に遭った場合に、家庭用の防犯カメラがいろいろと販売をされているというふうに思います。2、3日前ですか、北九州の小倉南区で中学生2人が刺されたという部分の事件も発生をしました。これは先ほど熊本県の安心安全メールでまたここ20日までに下校中の中学生を襲うという内容の犯行声明もあっているというところで、先ほど私のメールにも入っておりました。本当に何があるか分からないような時代になったなと思いました。昔に比べて、かなり性能もよく動態、人物、車両等を検知し、水平方向なら360度撮影可能なカメラも安価な値段で販売をされております。私たちの周りにもかなりの数の防犯カメラが設置されてると思います。何かあったときに防犯カメラの画像は有効利用できるものだと思います。

また、防犯が徹底しているところに賊は入りにくいと予想されます。今後、防犯カメラ等の新規設置に少しでも補助が付けば導入する方々も増え、防犯意識の向上にも寄与することも可能かと思いますが、市としての見解をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置につきましては、市民の方の安全を守るために非常に有効な手段であると認識をいたしておりますが、市の予算は限られておりまして、教育、福祉、インフラ整備など他の分野にも予算を配分する必要がありますし、個人宅に補助金を提供する場合、こういった家庭を対象にするか。また、その選定基準を明確にする必要もございますし、その基準の設定が非常に難しいというふうに考えております。

また、すべての家庭に対して公平に補助金を配分することになりますと、現実的に非常に厳しいものがあるというふうに捉えております。

また、設置につきましては、個人のプライバシー保護の観点から慎重に検討する必要もございまして、以上のような理由から、現時点では個人宅への防犯カメラの設置に対する補助金制度を導入することは難しいというふうに判断いたしております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。これは一応、私の支持者からこういうことを聞いてくださいと言われましたので、私も知らないふりをしてるとまた怒られますので、一応聞いた次第でございます。今、確かにホームセンター等でもう本当に安いものは3,000円程度でたぶん売ってある防犯カメラもあります。Amazonを見れば四、五千円もすれ

ば本当に高性能の防犯カメラもありますので、またそういったものを私も設置していくようにお伝えをしていきたいと思います。課長、ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 1 番議員、杉谷保信君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了いたします。

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から会議規則第 111 条の規定に基づき、閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩といたします。2 時 35 分に再開いたします。

午後 2 時 24 分 休憩

午後 2 時 35 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。市長から、議案 2 件が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。それでは、議案 2 件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第 1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速でありますけれども、令和 6 年第 7 回阿蘇市議会定例会において提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 107 号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」

本件は、市民の信用と信頼を著しく失墜させた今回の元職員による公金の着服に際し、今後の市政運営に与える重大な影響等を鑑み、市政の代表者としての責任を負うべく市長等の

給与について、減額措置を講ずるため本条例の一部を改正するものであります。

議案第 108 号「財産の取得について」

本件は情報端末機器を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 2 件（条例 1 件、その他 1 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。追加日程第 2、議案第 107 号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」及び追加日程第 3、議案第 108 号「財産の取得について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決までを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 107 号及び議案第 108 号は、委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決まで行うことに決定をいたしました。

追加日程第 2 議案第 107 号 阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第 2、議案第 107 号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今議題としていただきました議案第 107 号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

16 日に追加配付をさせていただきました議案書 1 ページをお願い申し上げます。まず、提案理由につきましては、ただ今市長のほうから説明がありましたとおり、元職員の公金着服に際し、市政の代表者としての責めを負うべく市長及び副市長の給与について減額措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2 ページをお願い申し上げます。2 ページ、附則になります。市長及び副市長の給与月額の特例といたしまして、附則に下線部、第 6 項を今回追加いたしております。令和 7 年 1 月 1 日から同年 1 月 31 日までの 1 か月間、第 1 条の規定に関わらず、市長の給与については 100 分の 20 とあるのを 100 分の 40 に、副市長については 100 分の 10 を 100 分の 20 とするとの規定を追加するものでございます。

現在、市長の給与につきましては 2 割、副市長の給与については 1 割の減額措置を行っておりますけれども、今回の事件の重大さを鑑み、市長につきましては 4 割、副市長につきましては 2 割を、1 月 1 日から 1 月 31 日までの 1 か月間給与の減額措置を行うものでございます。

なお、本条例の改正につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） この件については何ら異議はありません。ただ、市民の間から今回の不祥事について、直属の上司である波野支所長あたりは処分を受けたようであるが、総務部長以下、そのあたりの処分はどうなっているかという質問があつてます。それについてどう考えてるか、答弁を求めたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今御意見をいただいております。

まず、当人についてはもう退職しておりますので、懲戒処分を行うことはできませんが、直属の係長について、懲戒処分となる戒告、そして、管理監督責任も含めまして次長、支所長並びに私、訓告の処分をいただいているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） ほかに質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。

ちょっと不祥事が多いと思います。今後の市政もちょっと頑張っていただきたいと思うところですが、100 分の 10 とかありますが、この 100 に値する金額は具体的には幾らですか。

それと、あとこれは自主返納になるんですか。懲戒ということになるんですか。責任者はどういった区分で処分ということになるんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 条例上の市長の給与につきましては、現在月額 82 万 8,000 円でございます。今回の事件を受けまして、市長については、これまで 2 割カットをされておりました。この 2 割の額が 16 万 5,600 円、今回 4 割カットになりますので 82 万 8,000 円のうち 4 割であります 33 万 1,200 円を給与カットするということになります。市長につきましては、この条例の中で減額措置を講じないと、1 回いただいたのを返金するということになりますと、寄附行為に該当して公職選挙法に抵触しますので、条例改正を行いまして、4 割減額した分を 1 月 1 日から 1 月 31 日、市として支給をする。そういった形としています。副市長につきましては、本来であれば月額 60 万 1,000 円でございます。これまでが 1 割カットでしたので、今後は 1 割カットの 6 万 100 円をカットいたしておりました。1 月分の給与につきましては、2 割カットを行いますので、12 万 200 円のカットとなります。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） ほかに質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 職員は懲戒処分とかいろいろ処分の制度があると思うんですけど、市長とか副市長とかの立場の方は処分というのはどういう形になるのか。この金額は自主返納という形で、市長のほうからの申し出でやるということになるんだと思うんですけど、その考えでいいんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 市長及び副市長につきましては、教育長も含めてになりますけれども、特別職でございますので、懲戒処分という規定は地方公務員法の中では該当しない、そういった形でございます。自主返納という言葉は今使われましたけれども、返納となつてきますと、当然、先ほど申し上げました公職選挙法に抵触することになりますので、条例そのものを講じた上で減額措置を講じる、そういった措置でございます。

市長のほうから責任という言葉がございまして、それを受けて、事務方のほうで市長の給与月額を4割カット、1か月、副市長については2割カット、1か月ということで対応させていただいております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 15番、五嶋です。

この元職員ということになっております。元職員ということは、もう既に辞めておられると。何で辞めるまでこの事件が発覚しなかったのか。本当ならばもっと早く、これはもう刑事事件に告発すべきだったんじゃないんですか。どう思いますか。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 発覚の発端は、全員協議会の中でも一部申し上げましたけれども、督促状が納税者の方に届いて初めて分かった、そういった状況でございました。本人が意図的に隠そうとし、実際やっていた。納税者の方は、実際に、納税されていたのに、督促状が届いたということで、今回、発覚した事案でございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） そういったお金の流れが不正を発生させるわけです。だから、これはもう今後、督促状が来るまで分からなかったと言わずに、ちゃんとお金が動いたときには、それが収納されたかどうか、そこ辺の確認の仕方はいかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 今回の事件を波野支所も含め、全職員が非常に重く受け止めております。今回の事件発覚後、特に波野支所につきましては、公金を受領する際には、必ず2人に対応することといたしております。必ず2人に対応し、併せて、会計室内、収納窓口も内部からでも監視できる監視カメラも設置を行っております。最終的に会計レジを締める際についても2人に対応する。少ない人数でありますけれども、2人に対応することによって対応を進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 是非そこら辺のチェックをよろしくお願いします。でないと、早く辞めて退職金までもらってるわけでしょ。もう逃げ得ですよ。そんな悪いことして退職金までもらうというのはおかしい。ちゃんと処分して懲戒免職にすれば、退職金も取れない。ちょっと甘かったと思います。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 107 号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 107 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3 議案第 108 号 財産の取得について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第 3、議案第 108 号「財産の取得について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書の 3 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 108 号「財産の取得について」御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。児童用タブレット端末 378 台の取得に当たりまして、予定価格が 2,000 万円以上でございますので、本契約の締結に際しまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、1、取得する物品の名称でございます。阿蘇市小学校タブレット、台数は 378 台になります。契約の方法、指名競争入札。取得金額、消費税を含めまして 2,697 万 7,104 円。契約の相手方でございますけれども、所在地は、熊本市東区尾上 1 丁目 6 番 1 号。契約の相手方、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社、代表者は熊本支社長、大隅和也氏でございます。

本件につきましては、12 月 6 日に入札を行いまして、現在、仮契約中でございます。予定価格が 2,000 万円以上でございますので、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第 3 条に基づきまして、議決をいただいた上で本契約、早期調達を行うことといたしております。

以上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 指名競争入札ということで、まず、何社がこの入札に参加をしたのか。それから、この機種、小学生が使うタブレットですけども、これはタブレットとして

特殊なものであるのか。一般で販売がされているのか。もし一般で販売がされているのなら、その一般のオープン価格というのは大体幾らぐらいなのか。そのあたりの答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 最初の御質問にお答えしたいと思います。

今回の12月6日に実施しました入札において、指名通知を出したところは4社でございます。4社中3社が応札したという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

今回のタブレットは、更新分の機器になっておりまして、前回とスペック上は今の部分で更新というか、進化してるところはもちろんございますが、一般的なiPadと言われるもので、それにカバーとキーボードも付けたような形での設計になっております。設計価格で1台当たり約設計の段階で8万8,000円、今回のものを契約後の金額を1台になおすと、7万1,368円、1万7,000円程度は下がってるといような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 同じスペックということですけど、具体的には言えますか。それと、378台ということですけど、大体小学校の何パーセントぐらいを入れ替えるような形になるんですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 小学校の学術に使えるような形のタブレットになっておりまして、製品スペックとして伝えるなら、OSはiPadのOS17、CPUはA14 バイオニックとストレージ64ギガというような形で、現在の情報下に対応できるようなスペックになっておるといふふうに御理解いただけると思います。もちろん、アプリあたりも子供たちが使いますので、安全フィルタリングとかそういった必要なアプリを最初から入れて運用をします。

378台につきましては、前回、このタブレットを導入したときに、先行導入した378台のやり替え分ということで、残り1,400台等が今後更新に必要になるというような形になります。

○議長（菅 敏徳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第108号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 108 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。したがって、会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、令和 6 年第 7 回阿蘇市議会定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

本日をもって納めの市議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

本市の市政はそのよき伝統と市民各位の御協力によりまして年々たゆむことなく前進を続け、本年も積極的に市民生活の安定向上を進めてまいることができました。

市議会は、政策形成や多様な市民の皆様の御意見などを通じて、意思決定機関としての役割を十分に発揮しながら、市政の発展に寄与していかなければなりません。

この 1 年を顧みまして、議員各位がその重責を全うされ、本市の発展と市民の皆様の福祉増進のために御尽力を賜りましたことに対しまして、深甚なる敬意を表し、心からお礼を申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、無事越年され、御多幸な新年を迎えられますようお祈り申し上げまして閉会の挨拶といたします。

これをもって令和 6 年第 7 回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後 3 時 02 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 6 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員